

設置の趣旨等を記載した書類

〔京都美術工芸大学大学院 工芸学研究科建築学専攻〕

学校法人 二本松学院

《目次》

| | | | |
|----|-------------------------------|-----|-------|
| 1 | 設置の趣旨及び必要性 | ・・・ | P. 1 |
| 2 | 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か | ・・・ | P. 6 |
| 3 | 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 | ・・・ | P. 7 |
| 4 | 教育課程の編成の考え方及び特色 | ・・・ | P. 8 |
| 5 | 教員組織の編成の考え方及び特色 | ・・・ | P. 11 |
| 6 | 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 | ・・・ | P. 12 |
| 7 | 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合 | ・・・ | P. 16 |
| 8 | 施設、設備等の整備計画 | ・・・ | P. 16 |
| 9 | 基礎となる学部との関係 | ・・・ | P. 19 |
| 10 | 入学者選抜の概要 | ・・・ | P. 19 |
| 11 | 取得可能な資格 | ・・・ | P. 21 |
| 12 | 管理運営 | ・・・ | P. 22 |
| 13 | 自己点検・評価 | ・・・ | P. 22 |
| 14 | 情報の公開 | ・・・ | P. 24 |
| 15 | 教育内容等の改善のための組織的な研修等 | ・・・ | P. 24 |

1 設置の趣旨及び必要性

1-1 大学院を設置する理由・必要性

京都美術工芸大学（以下、「本学」という。）の設置法人は、「学校法人二本松学院」（以下、「本学院」という。）であり、他の併設校としては、「〈専〉京都建築大学校」、「〈専〉京都伝統工芸大学校」がある。

本学院は、平成 2 年(1990 年)に学校法人二本松学院「京都国際建築技術専門学校」を開設したことに始まる。

本学の建学の精神は、「世界を代表する美術工芸文化が息づく京都で、わが国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に関わる教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献する」としている。

本学は、平成 23(2011)年 4 月に設置認可を受け、建学の精神を達成するために、教育目標として「美術工芸〈工芸・デザイン・文化財・建築〉に関する知識・技能」、「社会に受け入れられる人間力」、「美術工芸の将来を思考する能力」の 3 つの素養を身につけた人材を育成することを使命・目標として定めている。

このことは、中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』〔平成 17 年 9 月 5 日〕に「21 世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる『知識基盤社会』の時代であると言われている。この『知識基盤社会』においては、個人の人格形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上においても、大学とりわけ大学院は極めて重要な役割を果たす」と述べられており知識基盤社会の在り方と大学院教育の関係にも呼応するものである。

このような認識を踏まえたうえで、複雑かつ多様な現代社会が抱える諸課題の中から美術工芸及び建築に関わる事項を抽出し、両者の関係を再編することが求められている。これに対応するため、本学では、これまで積み重ねてきた実績を踏まえて、美術工芸及び建築に関わるより高度な教育プログラムを整備し、高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人を養成するために、「京都美術工芸大学大学院工芸学研究科」（以下、「本学大学院」という。）を設置することとした。

本学は開学してまだ 6 年であるが、この間、コース・定員ともに拡充・拡大してきた。入学を希望する学生も近畿地区だけでなく全国(北は北海道から南は沖縄まで)から集まっており、京都美術工芸大学の活躍に期待を寄せていることが理解できる。

また、本学では、上記の教育目標を柱にして学んだ広い知識と豊富な経験を生かし、その結果、1 期生(平成 28 年卒)は 100%、2 期生(平成 29 年卒)は 97.2%、3 期生(平成 30 年卒)は 98.2%の就職率を達成し、社会で活躍できる人材を輩出してき

た。

中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』（平成17年9月5日）では、「大学院に求められる人材養成機能」を以下の4つに整理し、機能ごとに必要な教育が実施されることを求めている。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

本学大学院の機能は、この内②に該当するが、答申において②に対応した教育として、「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」が求められている。

一方、本学大学院は、社会の複雑化、技術、とりわけ AI 関連技術の高度化などが進行する中で、美術工芸、建築などとの関係が深い人間の創造的能力の重要性が再認識される状況もふまえて、本学の教育目標をより高度に展開しつつ、上記の「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」を実現することを目指して設置を検討してきたものである。

とはいえ、美術工芸分野と建築分野とでは、設置をめぐる社会環境が異なり、本学の2学科に対応した美術工芸学専攻と建築学専攻の2専攻の内、現時点で設置の必要性、緊急性がより高い建築学専攻を先行して設置することとし、美術工芸学専攻については将来の設置を前提として検討を続けることとした。建築学専攻のみを先行して設置する意義・必要性は、以下の通りである。

すなわち、日本の建築を取り巻く社会環境は、人口減少・少子高齢社会の進行、地球環境問題の深刻化と多様な災害リスクの増大、経済のグローバル化と地域生活文化の衰退などを背景としてますます複雑化し、建築実務者に求められる知識や技術は必然的に高度化してきている。こうした社会的ニーズに応えられる人材を育成するためには、従来の4年制大学で行われてきた教育プログラムに加えて、より専門性の高い教育プログラムが必要であり、学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育の必要性が急速に高くなってきている。

また、日本建築学会などで長年検討を続けてきた建築士（建築家）資格の国際相互認証の枠組みにおいて、先進諸国では建築技術者（Building Engineer）資格を含まない建築家（Architect）教育期間を最低5年以上としているのに対して、建築技術者資格を含む建築士制度を運用している日本の教育期間が4年で同等であると主張することは困難であることが既に確認されており、日本において、建築士（建築家）資格の国際相互認証に適合した建築教育を行うためには、少なくとも学部4年に大学院修士課程2年を加えた6年の教育が必要であると考えられる。

こうした建築を取り巻く社会環境が、建築学専攻のみを先行して設置する背景と

なっている。

なお、本学大学院（工芸学研究科）全体として述べた「高度な専門知識と豊かな教養を發揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」としての「育成する人物像」は、建築学専攻を念頭に置いて展開されており、建築学専攻における「育成する人物像」と3つのポリシーの具体的説明を追加している。

すなわち、本学大学院工芸学研究科建築学専攻の育成する人物像としては、前述の「高度な専門知識と豊かな教養を發揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化し、本学建築学専攻の大学院生が身に付けるべき資質・能力を明確化して、建築学専攻のディプロマ・ポリシー（資料1）を下記のように定めた。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

また、上記のような、建築分野における高度専門職業人を養成するための「理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程」として、以下のような建築学専攻のカリキュラム・ポリシー（資料1）を定めた。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

さらに、こうした教育を推進するため、本学大学院工芸学研究科建築学専攻のアドミッション・ポリシー（資料1）では、常に自己の可能性を追求していく持続性

や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のような学生を求めることとした。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人。
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人。
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人。
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人。
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション力を身につけた人。

本学は、毎年1～3名の他大学大学院への進学実績があり、さらに平成31年度には、本学建築学科が完成年度を迎えることから建築領域の進学希望者の増加が見込まれる。また、周辺の芸術・建築系大学院の入学定員規模ならびに本学の研究環境を勘案し、本学大学院の定員を10名と定めた。主な入学対象者を学校法人二本松学院京都美術工芸大学工芸学部、及び同法人専門学校高度専門課程の〈専〉京都建築大学校建築学科卒業者と想定していることから本学大学院設置に関するアンケートは令和2年3月卒業予定のこの2校の在校生(3年生)、並びに卒業後5年以内の卒業生に実施した。

在校生(3年生)アンケートは、2校とも平成30年10月中旬に実施し、大学院概要資料とアンケート(資料2)を275名に配布し、回収率は100%であった。また、卒業生については、一級建築士受験資格(実務経験を除く)のある卒業後5年以内の者に限定し、在校生と同様に大学院概要資料とアンケートを平成30年10月下旬に439名に郵送した。回答は86名、回収率19.6%であり、在校生と合算すると361名の有効回答(資料3)を得た。

本学大学院への入学意思アンケートについては、「ぜひ入学したい」、「入学したい」、「入学を検討したい」、「どちらともいえない」、「入学したいと思わない」の5段階の選択とした。その結果、「ぜひ入学したい」、及び「入学したい」という回答が23名あり、定員の2.3倍に相当することが認められた(資料3)。

「どちらともいえない」及び「入学したいと思わない」の割合が全体の80%(288人)を占め、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」の割合が7%(23人)に留(とど)まった点については、アンケート実施が3年生の10月ということもあり、就職希望が京都美術工芸大学は83.1%(54/65人)、京都建築大学校は94.8%(201/212人)と、すでに進路を就職と決めていた学生が多かったことが影響したと考える。

ただ、「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答した在学生が10人いたことは本学大学院の関心が高かったと考える。また、「インターンシップ制度」と「一級

建築士受験講座」に「とても魅力を感じる」と高い評価を得ているので、入学意思は高いと分析する。

平成30年6月5日付けで、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会から自民党建築設計議員連盟に「建築士資格制度の改善に関する共同提案」が行われ、「建築士法の改正」が同年12月に国会で可決された。2年後の令和2年度から施行されることが決定しており、一級建築士受験に必要な実務経験が登録前に変更となり、大学院在学中に受験が可能となる。全国建築系大学教育連絡協議会の「建築士資格制度改善に関するアンケート調査結果」(日本建築学会シンポジウム報告、平成31年2月4日)によれば大学院進学者数への影響は、「変わらない59%」、「やや増加する32%」という回答が多かったことが報告された。本学大学院のキャリア支援に対する取組は、社会的ニーズに則したものと考えられる。また、社会人については、卒業生からアンケートを取ったところ、13名が「ぜひ入学したい」及び「入学したい」と回答を得ており、中長期的に学生確保はできるものとする。

なお、留学生については、現在、学部学生696名中4名(0.57%)と割合は非常に低く、大学院についても積極的に、留学生を院生として確保することは考えていない。ただ、近隣美術系の建築のある競合校の「留学生数」のデータから、複数名の入学希望者が見込まれるが、この場合、アドミッション・ポリシーに謳っている、「本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人」に特に留意し、選考を進めていきたい。

以上のことから、本学大学院への入学定員確保については問題ないとする。

■近隣芸術系(建築)大学院留学生数

| 大学 | 研究科・専攻 | 入学定員 | 在籍 | 内数留学生 |
|----------|-------------|------|-----|-------|
| 京都造形芸術大学 | 芸術研究科 | 60 | 145 | 76 |
| 京都精華大学 | デザイン研究科建築専攻 | 5 | 3 | 3 |

【資料1】 京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻3つのポリシー(案)

【資料2】 京都美術工芸大学大学院概要資料・大学院設置に関するアンケート

【資料3】 京都美術工芸大学大学院設置に関するアンケート結果

1-2 育成する人物像及び学生が取得する能力

本学大学院では、変化する社会にしなやかに適合するとともに、前述の通り、高

度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけた人間性あふれた新たな人材、即ち、高度専門的職業人を養成する。

本学大学院では、当面、建築学専攻修士課程のみの設置を想定しており、所定の期間在籍し、所定の単位数を習得することにより、修士（建築）の学位を授与する。

なお、本学大学院のディプロマ・ポリシーは、次のとおり。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力

1-3 社会的需要及び修了後の進路

修了後の進路について、特に業種として一級建築士資格を活かした、総合建設業、建築設計事務所及び建設コンサルタント業、ハウスメーカー等への就職を進め、また、インテリアプランナー資格を活かしたインテリアデザイナー等が考えられる。

本学大学院における学生確保の見通しを確認するため、インターンシップ受入れ先予定の建築事務所 23 社を通じて実施したアンケート調査（「京都美術工芸大学大学院」設置に関するアンケート調査票）でも本学大学院の入学定員（10 人）を超える企業が採用意向を示している。（貴事業所では、京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻の修了生の採用を考えますか。という問いに採用したい及び状況によって採用を考えたいが 12 社あった。）

【資料 4】「京都美術工芸大学大学院」設置に関するアンケート調査票

【資料 5】「京都美術工芸大学大学院」設置に関するアンケート調査結果・インターンシップ実習先承諾書

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学大学院は、修士課程までを想定した構想である。また、当面は、建築学専攻のみを設置する構想である。

近年、日本における 4 年制大学と大学院修士課程 2 年を合わせた 6 年の建築専門教育が、一定水準以上であれば、建築家（architect）の国際資格で求める 5 年以上の

専門教育に相当するという認識が広がり、日本では、そのプログラムの審査、認定を日本技術者教育認定機構（JABEE）で行っている。本学では、将来この認定を受けることも想定して、教育プログラムは、学部、大学院を合わせて、6年間の一定水準以上の専門家教育に対応する高度な内容となっている。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

3-1 研究科名

本学大学院は、建築学科と美術工芸学科からなる工芸学部を基礎として、当面、建築学専攻修士課程のみを設置する構想であるが、学部・学科名称との整合性を図るため、研究科名は工芸学研究科とし、英語名称は下記のとおりとする。

工芸学研究科

Graduate School of Applied Art

3-2 専攻名

建築学専攻

Major of Architecture

なお、学部の建築学科と大学院の建築学専攻を一体として表記する場合は、School of Architectureを使用する。

3-3 学位名

一般に、建築家（architect）の国際資格は5年以上の専門教育を前提に定められているが、日本では建築家教育と建築技術者（building engineer）教育を一体的に行ってきた歴史があり日本の建築士資格制度もそれを前提としたものとなっている。近年、日本における4年制大学と大学院修士課程2年を合わせた6年の建築専門教育が、一定水準以上であれば、建築家（architect）の国際資格で求める5年以上の専門教育に相当するという認識が広がり、日本では、そのプログラムの審査、認定を日本技術者教育認定機構（JABEE）で行っている。本学では、将来この認定を受けることも想定して、教育プログラムは、学部、大学院を合わせて、6年間の一定水準以上の専門家教育に対応する高度な内容となっている。そのため、学位名およびその英語名称は下記のとおりとする。

修士（建築）

Master of Architecture

4 教育課程の編成の考え方及び特色

本学大学院のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力、表現力等をも高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

ディプロマ・ポリシー①において、美術工芸及び建築デザインだけでなく建築に関する幅広い知識、技能の習得をめざしているが、それを達成するために、カリキュラム・ポリシー②では、美術工芸科目、専門特論科目を体系的に編成することとしている。

ディプロマ・ポリシー①における幅広い知識、技能の習得、ディプロマ・ポリシー②における高い問題解決力、高度で独創的な構想力、発想力、ディプロマ・ポリシー③における伝統の継承力とグローバルな視点からの創造力などを習得するため、カリキュラム・ポリシー②では、講義、演習、実習の組み合わせ、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った教育プログラムを編成することとしている。ディプロマ・ポリシー④における協調性、コミュニケーション力、表現力を習得するため、カリキュラム・ポリシー③では、実践的な教育を実施し、協調性、コミュニケーション力、表現力を高める教育内容を盛り込むこととしている。

ディプロマ・ポリシー②の高い問題解決力、高度で独創的な構想力、発想力、ディプロマ・ポリシー③における鋭い感性、安定した価値観を習得するために、カリキュラム・ポリシー④では、現物の建物の調査や視察を通じた建築のより深い理解力の養成と新しいものづくりへの展開の能力を高める教育内容を盛り込むこととしている。

本学大学院は、建築学専攻において、建築に関する知識と技術及びデザインを身につけた高度専門的職業人としての実務家や専門家を社会に輩出することを目的とする。これを実現するため、研究科及び専攻は、学生が自ら問題を見出し、自ら解決策を探求し、創造していけるよう、以下のような特色を備えた教育課程を提供する。

1) 学部・大学院連携カリキュラム

学部と大学院の教育的一貫性を実現するため、学部生には大学院科目の先取り履修ができるようにする。具体的には、研究室配属が決定する学部4年生を対象に、配属された研究室に関連する特論科目（伝統建築特論Ⅰ・Ⅱ、建築計画特論Ⅰ・Ⅱ、建築設計特論Ⅰ・Ⅱ）を対象科目とし、前期2単位・後期2単位の合計4単位を履修単位の上限として設定する。また、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開する。既設の建築学科の教育課程をベースに大学院の教育課程を展開する。作品制作の場など、必要に応じて大学院生と学部生が交流し、双方にとって教育効果が高まる教育活動を展開する。大学院生にとっては、学部生への指導を通じて自らの知識や技術の充実、向上につながることを期待できる。

2) 学内外におけるデザイン教育

建築デザイン力を養成するためにスタジオと呼ばれる作品制作の場を設ける。スタジオは多数の教員と学生が共同作業や相互の作品批評を行う場であり、ここで、デザイン教育を強力に推し進める。対応する科目として「建築デザイン特別演習Ⅰ」及び「建築デザイン特別演習Ⅱ」を配置する。

また、社会経験の乏しい学生に対する学外での実習科目として、本専攻がふさわしいと判断した一級建築士事務所の設計業務への出向の場を設ける。一級建築士事務所の設計業務の補佐として、実践の場を通じたデザイン習得を積極的に推し進める。対応する科目として「インターンシップⅠ」及び「インターンシップⅡ」を配置する。

3) 実務教育科目と学内外実習科目

一級建築士免許登録に必要な実務経験の内容として、必要な要素技術を系統的に習得できるよう実務教育科目を用意する。これは、在学期間中に実務経験を取得しようとする学生を対象に最大で通年分に相当する実務経験期間を保証する学内外実習科目（選択科目を用意する。対応する科目として「建築デザイン特別演習Ⅰ」、「建築デザイン特別演習Ⅱ」及び「インターンシップⅠ」、「インターンシップⅡ」を配置する。

「インターンシップⅠ」は、1年夏季に実施し、「インターンシップⅡ」は、2年夏季に実施する。資料6は、下記に示すインターンシップ科目の内容について、概要を記したものである。

研修先は、インターンシップの目的および研修内容に照らして、本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。「インターンシップⅠ」を履修した学生が「インターンシップⅡ」を履修する場合は、異なる研修先を選択する。

インターンシップ科目における実習の目的は、一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶことである。また、到達目標として、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

研修内容は、原則として下記から2分野以上についての補佐業務を体験するものとする。

- ・ 基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・ 実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・ 工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・ その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

研修先は、上記の業務について、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修に参加する学生（以下「研修生」という）に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行うものとする。研修中に何らかの指導上の問題があった場合は、担当教員と連絡をとって適切な対応を行う。

研修先は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。評価に当たっては、研修報告書に記載された研修生のレポート、研修先の担当者によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、担当教員が総合的に評価を行う。

上記の内容を確実に実施するために、「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の実習に先立ち、本学と研修先との間でインターンシップに関する覚書（資料7）を交わす。覚書を交わすに当たり、事前に本学と研修先との間で打ち合わせを行い、実習目的および実習内容、指導・評価方法についての確認を行った上で、その旨を記載した覚書を交わすものとする。合わせて、研修期間、研修時間、経費負担、機密保持等のその他必要な事項についても覚書に定めるものとする。

以上の素養を習得させるために、下記の方針で教育課程を編成、実施する。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般にかかわる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。

- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

【資料6】 インターンシップ科目の概要

【資料7】 インターンシップに関する覚書（案）

5 教員組織の編成の考え方及び特色

5-1 教員組織の考え方及び計画

本学大学院は、建築学専攻の1専攻からなる。その基礎となる学部は、平成24年度に開設した工芸学部で、建築学科と美術工芸学科の2学科からなる。したがって、従来の中核的な専門分野に配置する専任教員は全て学部の専任教員である。分野ごとでは次のような配置である。

<建築学専攻>

| | |
|----------|---|
| 建築デザイン分野 | 教授1名（博士（工学）1名） 教授1名（博士（美術）1名） 講師1名（博士（学術）1名） 講師1名（博士（建築学）1名） |
| 建築計画分野 | 教授1名（博士（工学）1名） 准教授1名（博士（工学）1名） |
| 伝統建築分野 | 教授1名（博士（学術）1名） 准教授1名（博士（工学）1名） 助教1名（博士（学術）1名） |
| 美術工芸分野 | 教授1名（博士（工学）1名） 助教1名（博士（学術）1名） |

専任教員11名を配置し、11名全員が博士号を有する※。

「専門研究科目群」のうち「建築学特別研究」は、特に優れた実績を持つ研究指導教員5名、うち1名は美術工芸分野を配置している。また、研究指導補助教員6名を配置している。

※ うち1名は、3月25日付けで博士学位を取得する。

【資料8】 修了認定者一覧・掲示板・学生証

5-2 専任教員の年齢構成

専任教員の開設時の年齢構成は、次のとおり教育研究水準の維持向上、活性化の

ためバランスよく構成している。専任教員 11 名のうち、30 歳以上 40 歳未満は 2 名、40 歳以上 50 歳未満は 2 名、50 歳以上 60 歳未満は 4 名、60 歳以上 70 歳未満は 3 名である。

本学の定年は満 65 歳に達した日、但し、学校業務に支障が生じると判断した場合は本人の同意を得て、定年年齢に達した年度の末日を定年日とする旨を「学校法人二本松学院 定年規程」(資料 9) により規定されている。また、定年年齢は平成 3 年 4 月 1 日以降に満 6 歳に達したものより段階的に引き上げ、満 65 歳を定年と規定している。

なお、「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程」(資料 10) に基づき、定年年齢に達した教員についても学術研究及び教育水準の向上を図るために学長が必要と認めた場合に、特別任用教員として、期間を定めて雇用する場合があります、上記の 60 歳以上 70 歳未満の 3 名は特別任用教員として採用している。

【資料 9】 学校法人二本松学院定年規程

【資料 10】 京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

6-1 教育方法

授業科目の履修と研究指導とを相互に関連づけながら、授業科目で身につけた要素技術などを実際に応用することによって、それらの定着を図る。特に、「美術工芸科目」及び「専門特論科目」の履修により、隣接領域との関連性を踏まえた研究活動の遂行、倫理観やコンプライアンスに基づいた行動の重要性に関する理解を深める。また、これらの科目の履修により研究指導の進め方、学位授与の方針、並びにその基準について周知を図る。

研究指導においては、大学院生 1 名につき、主担当の指導教授 1 名及び副担当の指導教員 1 名の計 2 名体制で指導にあたる。指導教授らは、学生に対して、研究指導の方法や計画をあらかじめ示し、学修の成果や修士研究（論文又は設計）の評価にあたっては、客観性及び厳格性を確保するために、その基準を明示する。また、論文題目に合わせ、基礎的素養を涵養するための「美術工芸科目」、「専門特論科目」及び「専門研究科目」の科目を履修指導する。

修士研究（論文又は設計）の作成にあたっては、指導教授等が、研究内容の相談を受け、合議の上で研究題目を決め、ゼミなどを通じて定期的に研究の進捗状況を確認する。

さらに、同分野に配当しているその他の科目群は、主として当該分野における要素技術に関わる素養を高めるものであり、そこで獲得した技術を実際の研究活動に活用できるよう指導する。

6-2 履修指導

入学直後に新入生ガイダンスを実施し、工芸学研究科における円滑な学修及び研究活動にいち早く専念できるよう、教育課程表や授業時間割、シラバスに関する説明と標準修業年限までのスケジュールの確認と、課程の修了要件や学位論文提出に係わる手続きや要件などの説明を行う。

さらに、「美術工芸科目」及び「専門特論科目」の中で、学修の進め方・専攻の到達目標及び学位授与の基準を周知するとともに、学位授与の方針やその基準を説明する。その上で、同科目においてワークショップ形式で教育・研究の進捗状況を把握する。なお、本学大学院では、建築分野の総合的能力を有する高度専門的職業人の養成をめざしているため、履修モデルは1つとなっている。

【資料 11】 工芸学研究科建築学専攻履修モデル

6-3 研究指導の方法

工芸学研究科建築学専攻では、研究指導の相補的科目を「美術工芸科目」及び「専門特論科目」に配当し、研究活動に必要不可欠である方法論、技術論、情報の扱い方と情報発信、倫理観、並びにコンプライアンスに関わる認識について1年次から継続して学修する。研究指導は、これらの科目による学びと同期しながら、学びの定着を図る。これらの教育に際しては、複数の教員が関わる体制とし、多面的な視点からの指導が可能になる。また、同様に学内外で行われる講演会、学会へ積極的に参加することを促し、学会発表を奨励する。これらに関しては、本学からの援助が用意されている。

研究指導自体は、基本的に指導教員の監督下で実施するが、相補的な科目など隣接領域との関連の下で複合的な視野を得ることにより大学院生が研究遂行における主体性を獲得することを促進する。また、複数の教員が参加する成果発表の場を定期的を開催することや、最終的には、学位論文公聴会を公開で開催することにより、組織的な教育課程の質を担保する。

6-4 修了要件

修士課程における修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について3単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士研究（論文又は設計）に合格することとする。

また、前述の通り、本学大学院工芸学研究科建築学専攻の育成する人物像は、「高度な専門知識と豊かな教養を発揮し、現実の課題を解決していく実践力を身につけ

た人間性あふれた新たな人材、即ち、「高度専門的職業人」を建築分野に即して具体化した以下のディプロマ・ポリシー（資料1）に示されている。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

これをふまえ、修士研究では、建築分野における論理的思考力と実践的応用力の両方を求めることになる。修士論文と修士設計の位置付けは下記の通りである。

まず、修士論文については、「育成する人材像」に鑑み、実際の建築プロジェクトや地域まちづくりなどを対象とした実践的研究を推奨し、また、アクション・リサーチなどの参与観察型研究方法などを重視した指導を行い、学術論文としての水準（論理性・独創性）とともに実学としての有用性を求める。

次に、修士設計については、「育成する人材像」に鑑み、提案された設計図書の完成度（技術的妥当性・表現方法を含む独創性）とともに、その根拠となる調査研究（フィールドワーク、統計分析などを含む）を重視した指導を行い、調査研究成果の水準（論理性）や設計提案との関係性の明確な説明を求める。

いずれにせよ、修士研究は、大学院修士課程における、高度な学術研究と実践への関わりを通じた学習成果の総合的なとりまとめであり、論文か設計かは、成果の表現形式の選択であると考えている。

6-5 入学から修了までの指導プロセス

研究指導及び研究活動においては、研究遂行能力の獲得と定着に力点を置く。そのため、研究テーマの設定に関わる基本的な情報収集や背景理解を進めるために、「美術工芸科目」及び「専門特論科目」を1年次に配当している。

これらの科目では科学技術情報の階層構造を理解し、必要な情報を適切な情報源から迅速に入手する手段からはじめ、研究成果に関する一次情報（学術論文）から実験手順や思考の展開を再現し、評価する手法を習得する。さらに、研究の成果を図式化及び文書化し、それを論理的に説明し、他者に伝えるとともに議論を進める手順や方法論を学び、研究領域に関連する学術的な学会の場において成果発表をするための準備を行う。

2年次において引き続き同科目を履修することにより、研究活動に直接関連した技術を獲得し、最終的な論文又は設計の作成と公聴会に備える。このように、1年次から継続して研究指導の相補的科目を履修することで、研究遂行能力の確実な獲得を図る。特にこの時期は研究指導との連動が重要になり、その要素についても科目の内容に加味している。

この間、研究指導は常に上記の相補的な科目履修と連動しながら行う。したがって、実際の研究活動による実践と研究指導により、獲得した研究遂行能力の定着を促し、またそれを常に測定することが可能であり、そのことを反映した指導を実施する。

修士研究（論文又は設計）の作成に関連する研究活動に資する授業科目を講義（特論）、演習の2つのカテゴリーに区分している。両カテゴリーは、修士研究（論文又は設計）の作成にあたり、研究の背景や目的などに関連する先行論文・著作・事例を収集・整理・調査し、研究成果を必要な水準にまで高めることを目的としている。講義（特論）は、科目区分の各分野の専門性を高めるための科目である。演習は、具体的な課題に実践的に取り組む。

以上の割り当て時間数を大学院設置基準に示された基準に照らして、各科目の単位数を2単位としている。

【資料12】 工芸学研究科建築学専攻の指導プロセス（修了までのスケジュール表）

6-6 学位論文審査体制、学位論文の公表方法等について

広い視野と深い専門性によりテーマを追究する能力を養うため、主たる指導教員を中心に、複数教員による指導体制で研究や論文の指導にあたる。

修士研究（論文又は設計）の審査では、大学院工芸学研究科委員会において選出された3名以上の主査、副査によって行い、審査結果を同委員会において審議する。このことによって審査の厳格性を維持する。また、公聴会（「京都美術工芸大学大学院学位規程」に定める口頭試問の一部とされる）を行うことによって、審査の透明性を担保する。

学位論文の保管及び閲覧については、「京都美術工芸大学大学院学位規程」の定めに基づき適切に行われるものとする。

【資料13】 京都美術工芸大学大学院学位規程（案）

6-7 研究倫理審査体制について

研究の倫理審査体制については、「学校法人二本松学院 教職員倫理綱領-教職員の義務と責任-」、「京都美術工芸大学公的研究費の運営・管理規程」及び「京

都美術工芸大学「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、研究活動における不正行為の防止に関する方策の策定及び実施、公正な研究を実施するための研究者に対する研究倫理教育・当該教育に関する啓発等の企画及び実施、研究費の不正防止計画の策定及び実施、研究費の使用に関わる研究者に対するルールの周知、研修、コンプライアンス教育等の企画及び実施を行うこととしている。また、必要な場合においては、研究者の研究活動における不正行為もしくは研究費の不正使用に係る調査の審理、裁定及び執るべき措置の提案を行うこととしている。

社会からの信頼を失わないために、研究者等に対して常に責任と倫理を意識して研究活動を遂行できるよう、各種の学術研究倫理に関わる取り組みの体制を整備し、不正防止体制の充実及び実効性のある制度の構築に努めている。また、不正防止計画の策定及び実施、学術研究倫理に関わる研究者に対する研修、不正行為に関わる調査等に取り組むとともに、学術研究に関わる不正行為についての相談・通報窓口等を設けている。

本学大学院は、本学の学術研究倫理に則り、社会の信頼に応えるべく、教員及び学生が責任と倫理を意識して研究活動を遂行しうる体制を構築し、また研究倫理に関する研究会に積極的に参加するよう努めている。

【資料 14】 (学)教職員倫理綱領 -教職員の義務と責任-

【資料 15】 京都美術工芸大学公的研究費の運営・管理規程

【資料 16】 京都美術工芸大学「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」

なお、本学の学術研究倫理に関わる取り組み、学術研究倫理に関する諸規程、研究倫理委員会の体制等は、下記 URL に掲載されている。

<http://www.kyobi.ac.jp/about/kenkyuhi/>

7 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

「大学院設置基準第 16 条」に基づく修士課程の学修の成果は、「建築学特別研究Ⅰ」、「建築学特別研究Ⅱ」を通じた修士研究として取りまとめ提出させる。

修士研究は、修士論文又は修士設計を選択させる。修士設計については、設計図書だけでなく設計説明書の提出を義務付ける。

8 施設、設備等の整備計画

8-1 校地、校舎の整備計画

平成 23 年 10 月に大学設置認可を受け、平成 24 年度園部キャンパスを開学した

後、平成 27 年度から新たなキャンパス構想に取り組み、平成 29 年度 4 月には京都市内の新キャンパスとして京都東山キャンパスを開設した。京都東山キャンパスの校地面積は 8,18 m²で、校舎としては、3 階建ての新棟と既存の小学校をリフォームした旧棟及び既存の体育館が天然芝の中庭を取り囲むように配置されている。校舎面積 9,844 m²で、新棟の諸室としては、講義用として、大講義室(285 席1 室、中講義室(165~18 席3 室、小講義室(72~9 席2 室の 6 室ある。演習室は、製図・デザイン演習用のデザインラボ(18 席・12 席2 室、小演習室(64 席1 室、模型製作、製図、素描、IT 演習、ゼミ形式での演習をはじめ、あらゆる演習系の授業に対応可能である。

また、東山キャンパスの旧棟は耐震補強を改修工事時に行っており、建物強度上の問題はない。

なお、旧棟の諸室として、実習室等が 14 室、工作室機械室が 2 室、演習室が 2 室ある。上記以外に、学長室、副学長室、学部長室、会議室、事務室、図書室、キャリアサポートセンター、医務室、相談室、院生研究室、アクティブラーニングスペース、ギャラリー、運動場が備えられている。

8-2 教育研究施設・設備の整備

京都美術工芸大学工芸学部では、平成3年の美術工芸学科及び建築学科の大学の収容定員に係る学則変更時に、各学科の教育・研究に必要な機器・備品を整備し、その後も機器・備品の整備を続けてきた。

大学院の学修・研究に必要とされる機器備品等については、建築学科及び美術工芸学科で整備しているものは、すべて共用する計画である。

本学大学院の施設・設備は、主に本学の現有施設・設備を利活用する。収容定員 2 名（入学定員 1 名）の本学大学院生が日常に使用する大学院生研究室は、旧棟 1 階 N13 教員室を転用した研究室等を「大学院生室見取り図」（資料 15）の通り予定しており、机、椅子、書棚、ロッカー等の什器類については、購入予定である。また、新棟 S21 教室を「大学院生専用講義室見取り図」（資料 19）の通り、本学大学院専用の講義室として転用する予定である。

本学大学院に関連する設備は開設前年度にすべて購入する計画のため、第 1 年次及び第 2 年次に設備購入費は計画していない。

既設の工芸学部の教育研究体制を維持し、大学院開設後の大学院・学部の教育研究体制を一層充実させていくためには、計画的な設備・機器の管理・更新・整備計画を調整して着実に実行していく。

なお、教員室については、共同室（W215）と教員室（小部屋）（W208・W210・W211・W212・W213・W214）を用意している。

共同室（W215）は教員間のコミュニケーションを重視した共同部屋であり、講義

の準備や教員間の打ち合わせなどを行う場所として設定している（136.50 m²）。教員各スペースは中央に通路スペースを設け、通路の両側にデスクスペースを並列に配置し、鍵付きのロッカー及びパーティションで仕切っている。個人作業に集中しやすく、且つ、教員間のコミュニケーションをとりやすい構造となっている。また、共同の打ち合わせスペースを設けているため、学科内・研究科内の会議や打ち合わせが行える。（資料 20）。

次に、個人研究作業や学生の個別指導に対応するため、別途プライバシーとセキュリティに配慮した教員室（小部屋）を設定している。専任教員 11 名に対して 1 人当たり平均 19 m²程度の面積を確保している（資料 21）。

教員室（小部屋）W208 は教員が単独で利用する（25.40 m²）。教員室（小部屋）W210・W211・W212・W213・W214 はそれぞれ約 40 m²の大きさがあり、基本的に関連分野を研究する教員 2 名が各室を分割して利用する（資料 21）。

W208 以外の教員室（小部屋）は、2 人の個人作業スペースの間にパーティションを設けることにより、個人間のプライバシーを確保することができ、研究に専念することができる。また、各教員専用のロッカー（鍵付き）を備えるため、各教員が責任を持って情報管理できる構造となっている。共同作業スペースは 2 人の教員で共有して利用する（資料 21）。

学生指導に関しては、基本的には教員室（小部屋）の共同作業スペースを利用し、指導・相談の内容によってはアクティブラーニングゾーン、又は、会議室（W204・W205・W206）のいずれかを状況に応じて使い分ける（「5. 校地校舎の図面 京都東山キャンパス図面 京都美術工芸大学 2 階平面図」、及び資料 21）。

【資料 17】 大学院生室見取り図

【資料 18】 大学院生スタジオ見取り図

【資料 19】 大学院生専用講義室見取り図

【資料 20】 教員室見取り図

【資料 21】 教員室（小部屋）見取り図

8-3 図書館の整備状況

8-3-1 図書の整備

本学図書館は、園部キャンパスの本館と東山キャンパスの分館で構成されており、合わせて約 1,400 m²の面積を有し、閲覧席は約 120 席を備えている。また、所蔵図書として図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料、機械・器具を所蔵している。なお、大学院教育は全て東山キャンパスで行われるが、園部キャンパスの図書は全て、毎日運行している定期便によって取り寄せることができ、東山キャンパスで利用可能である。

図書資料は専門性の高い図書を優先的に収集し、25,000冊を超えており、毎年経常的に図書、視聴覚資料等の追加整備を行っている。また、本学図書館だけでなく、他大学図書館との資料や情報の相互利用（NACSIS:ILL、私立大学図書館協会等のネットワークの構築）や日本建築学会発表論文等の閲覧環境を整え、大学院生にとって必要な研究条件を備えている。

本学大学院の設置に伴い、担当予定専任教員とともにさらに充実した図書、視聴覚資料等の整備、デジタル資料の導入の準備を進めている。

8-3-2 研究用雑誌の整備

現在、「新建築」、「建築知識」、「住宅建築」などの建築関連雑誌をはじめ、美術工芸関連の雑誌を含め、各種雑誌 51 誌を定期購入しているが、これらに加え、新たに以下に示す建築計画・設計、都市計画関連の学術雑誌 12 誌〔うち外国書 2 誌〕の定期購入を計画している。

- ① 建築雑誌（日本建築学会）
- ② 技術報告集（日本建築学会）
- ③ 地域施設計画研究（日本建築学会）
- ④ 建築作品選集（日本建築学会）
- ⑤ 都市住宅学（都市住宅学会）
- ⑥ こども環境学研究（こども環境学会）
- ⑦ 都市計画（日本都市計画学会）
- ⑧ 都市計画論文集（日本都市計画学会）
- ⑨ 建築史学（建築史学会）
- ⑩ デザイン学研究（日本デザイン学会）
- ⑪ Architectural Review（出版社:Architectural Review）
- ⑫ Domus（出版社:Editoriale Domus）

9 基礎となる学部との関係

学部教育と修士課程を体系的に編成している。

建築学専攻では、工芸学部建築学科からの進学を想定している。

【資料 22】 教育体系図（学部教育との関係図）

10 入学者選抜の概要

10-1 入学者選抜の基本的方針

本学大学院では、一級建築士の国家試験受験資格（実務経験を除く）を有する学部卒業者等（大学卒業と同等以上の学力を有すると認められたものを含む。）を、入学

対象者として、これまで繰り返し述べてきた高度な専門職業人としての人材養成を目標としている。

このため、入学者選抜に際しては、以下のアドミッション・ポリシーに基づき選抜を行う。

10-2 アドミッション・ポリシーと育成する人物像

本学大学院は、京都美術工芸大学及び同大学院の理念、教育目標に沿って、常に自己の可能性を追究していく持続性と熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った、以下のような学生を求める。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基本的な学力とコミュニケーション力を身に付けた人

10-3 出願資格

本学大学院の出願資格は、入学年度の4月1日時点において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月文部省告示第5号)
- ⑧ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者で 22 歳に達した者

10-4 入学者選抜の方法及び募集定員

本学大学院は、一般入学試験と学内推薦入学試験を設ける。

アドミッション・ポリシー及び育成する人物像に基づき、次の観点から入学者選抜を行う。

面接諮問を課すことにより、本学のポリシーであるコミュニケーション能力(帰国子女・留学生については日本語能力を含む。)の素養を持った学生を求める。

また、筆記試験及び推薦書(学力 GPA 等の表示を含む。)を課すことにより、本学のポリシーである基礎的な学力を持った学生を求める。

1 一般入学試験

(1) 他大学や同一法人内の専門学校高度専門課程卒業生など、進学希望者を広く受け入れる。

- ① 筆記試験：小論文
- ② 面接諮問：口述試験・個人面接
- ③ 書類審査

(2) 判定方法：筆記試験及び面接試験を総合的に判断し合否判定を行う。

2 学内推薦入学試験

(1) 本学工芸学部生及び同一法人内の専門学校高度専門課程生を対象とする。

- ① 面接諮問：口述試験・個人面接
- ② 推薦書(出願者を推薦する教員が作成)
- ③ 書類審査

(2) 判定方法：面接試験及び推薦状を総合的に判断し合否判定を行う。

募集定員は、一般入学試験(社会人及び留学生を含む。)及び学内推薦入学試験を合わせて 10 名とし、収容定員は 20 名とする。

11 取得可能な資格

一級建築士(国家資格)

建築士には、一級建築士、二級建築士、木造建築士の 3 種類があり、その資格により設計・工事監理できる建築物に違いがある。

一級建築士は、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計・工事監理等の業務を行うものである(建築士法第 2 条第 2 項)。

一級建築士は、次のような設計・工事監理に複雑・高度な技術を要する建築物を含

むすべての施設の設計及び工事監理を行うことができる（建築士法第3条）。

1. 学校・病院・劇場・映画館・公会堂・集会場・百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 m²を超えるもの
2. 木造建築物又は建築の部分で、高さが 13m又は軒の高さが 9mを超えるもの
3. 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造もしくは無筋コンクリート造の建築物又は建築の部分で、延べ面積が 300 m²、高さが 13m、又は軒の高さが 9mを超えるもの
4. 延べ面積が 1000 m²を超えかつ階層が 2 階以上のもの

本学大学院においては、開講科目を履修することで、実務経験を含む一級建築士の国家試験受験資格を得ることができ、受験が可能となる。また、受験の支援体制（個別相談および対策講座等）が整備されている。

12 管理運営

本研究科に関する重要事項を協議、審議する機関として「研究科委員会」を設置する。構成員は、学長が指名した副学長、研究科長、研究科担当の専任教授、事務局長、その他、委員会が必要と認めた者からなる。具体的な審議事項としては、

- 1) 大学院学生の入学、課程の修了及び在籍に関する事項
- 2) 学位論文等の審査、最終試験及び学位の授与に関する事項
- 3) 研究科の教育課程に関する重要事項
- 4) 大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

としている。

【資料 23】 京都美術工芸大学大学院 研究科委員会規程（案）

13 自己点検・評価

13-1 実施方法・実施体制

本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の社会的使命を達成するために、教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価を実施するために「京都美術工芸大学自己点検・評価委員会」（以下「本委員会」という）を置く。

本委員会は、次の委員をもって構成する。

- 1) 学長
- 2) 副学長
- 3) 学部長
- 4) 学科長

- 5) 図書館長
- 6) 各研究所長
- 7) 大学から選出された教員
- 8) 事務責任者

本委員会は、次に掲げる項目を基準として自己点検・評価の指針を決定し、自己点検・評価活動を行う。

- 1) 大学の教育、理念・目標等
- 2) 教育活動
- 3) 学生生活への配慮
- 4) カリキュラムの編成
- 5) 教育指導のあり方
- 6) 成績評価・単位認定
- 7) 卒業生の進路状況
- 8) 研究活動
- 9) 教員組織
- 10) 施設設備
- 11) 国際交流
- 12) 社会との連携
- 13) 管理運営・財政
- 14) 自己評価体制

委員は、毎年それぞれの所管する組織において自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。委員会は、この報告をもとに自己点検・評価を行う。

13-2 評価項目

自己点検・評価の項目に関しては、「京都美術工芸大学自己点検・評価実施要領」の別表として定め、項目自体も再検討の対象として、不断に改善されるものと定めている。

13-3 結果の公表

自己点検・評価の結果は、本委員会が取りまとめた上で、年次報告として教授会に報告し、公表する。

【資料 24】 京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程

【資料 25】 京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項

13-4 学生による授業評価

本学は、教育の質の向上を図り、その教育目標を実演することを目的として、学生による授業評価（以下「授業評価」という）を実施する。

授業評価に伴う調査は次の方法により実施する。

- 1) 調査の進行管理は、自己点検・評価委員会が行う。
- 2) 授業評価調査は、原則として調査を行う授業の最終日に実施する。
- 3) 調査は、担当教員が学生に調査用紙を配布し、学生が回答の上、担当教員が調査用紙を回収する。
- 4) 担当教員は、必要に応じて 3 項目以内の追加質問項目を設定することができる。
- 5) 担当教員は、調査終了後速やかに回収した調査用紙を提出する。

授業評価の対象科目は、原則として学外実習を除く専任教員のみならず、非常勤講師が担当する授業科目も含めて調査対象とする。

調査の実施に当たっては、教員及び学生に対して、あらかじめ調査の目的及び実施方法を掲示などの方法により周知する。

調査結果の集計は、自己点検・評価委員会事務局が行い、調査結果を自己点検・評価委員会、各教員に報告し、毎調査実施時に集計結果及び分析結果、改善状況を公表し、全学集計結果及び分析結果、改善状況については、自己点検・評価報告書に含めて公表する。

【資料 26】 京都美術工芸大学学生による授業評価実施要項

14 情報の公表

本学では、教育研究活動を含め、大学運営に関する情報提供を社会的な責務であると考え、自らの教育研究活動に関する情報を積極的に提供している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示された事項については、本学ホームページ（資料 25）に掲載している。

【資料 27】 大学 HP における公表情報及び掲載先一覧

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学は、本学及び本学の教職員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動（以下「FD」という）を行うために京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下「FD 推進委員会」という）を置き、FD 推進活動を実施してい

る。

FD 推進委員会は、次の事項を審議し、活動を行う。

- 1) 授業改善のための基本方針及び実施体制に関すること
- 2) 授業評価の実施に関すること
- 3) 授業方法等の改善のための支援に関すること
- 4) FD の推進・啓発を目的とした講演会及び教職員の研修等に関すること
- 5) その他 FD の推進に関すること

FD 推進委員会は次に掲げる者により構成されている。

- 1) 学長
- 2) 学部長
- 3) 教学委員会委員長
- 4) 自己点検・評価委員会委員長
- 5) 教学センター事務責任者
- 6) 学長が指名した本学の教職員若干名

FD 推進委員会は、FD 活動を推進するために自己点検・評価委員会、教学委員会などの委員会に協力を求め、FD 活動を積極的に推進している。

また、本学では、大学の「質の保証」が問われる今日、大学事務職員は教員と協働して大学改革を推進・牽引していく力量が求められる。このため、職員の成長を支援する研修として平成29年度から「京都美術工芸大学SD・FD合同研修会」を全教職員対象に出席を義務付けている。第1回は「1. 大学改革をめぐる直近の動きについて」「2. SDの充実・教職協働の推進について」のテーマで実施した。平成30年度は「1. 高大接続改革のめざすもの～高等学校学習指導要領改訂をふまえて～」 「2. 認証評価について」のテーマで実施した。なお、欠席者に対しては、資料を配付している。

本学大学院においても大学と連携し、授業検討会、外部講師による講演会、教職員間の情報交換活動などの研修を通し、高等教育機関の教職員としての資質向上を図っていく。

【資料 28】 京都美術工芸大学ファカルティ・ディペロップメント推進委員会規程

【資料 1】

京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻 3つのポリシー（案）

【ディプロマ・ポリシー】

建築学専攻では、京都美術工芸大学ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の素養を身につけた学生に対して修士の学位を授与する。

- ① 美術工芸及び建築デザイン領域だけでなく施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

【カリキュラム・ポリシー】

建築学専攻ディプロマ・ポリシーに掲げる素養を備えた人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成、実施する。

- ① 美術工芸科目、専門特論科目及びその他必要な科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

【アドミッション・ポリシー】

建築学専攻は、大学の理念、教育目的を理解するとともに建築学専攻の教育目的・方針に沿って常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のような学生を求める。

- ① 建築を通して、未来を切り開いていこうとする夢と情熱を持っている人。
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人。
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人。
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人。
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション力を身につけた人。

【資料 2】

京都美術工芸大学 大学院 概要資料

<趣 旨>

本学の理念を継承・発展させ、学生及び社会の要請に応えるため、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成し、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。

<研究科名>

京都美術工芸大学 大学院 工芸学研究科

Graduate School of Applied Art Kyoto Arts and Crafts University

<専攻名>

建築学専攻

Major in Architecture

<学位>

修士（建築）

<収容定員>

1 学年 10 名 計 20 名

<学費（予定）>

入学金 150,000 円（KYOBI&KASD 生は免除）

授業料(年間) 1,150,000 円

特 色

- (1) 修士課程 2 年を修了することで学位「修士（建築）」が取得できます。
- (2) 一級建築士の実務経験認定を在学中に得られる豊富なインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験でき、最短合格を目指せます。
- (3) 在学中から一級建築士の対策講座を開講し、卒業後も研究生として合格をサポート。
- (4) 工学系の授業だけでなく、美術系の授業が豊富。
- (5) 在学中は TA（助手）として採用（時給）の道もあります。



京都美術工芸大学

KYOTO ARTS AND CRAFTS UNIVERSITY

●京都東山キャンパス 〒605-0991 京都市東山区川端通七条上ル ●京都園部キャンパス

京都美術工芸大学 大学院設置に関するアンケート

京都美術工芸大学では、2020年（平成32年）4月より、大学院を設置することを計画しています。このアンケートは、皆さんの進路選択に対する考え方や、大学院で学びたいことなどの意見をお伺いし、大学院の教育をより充実したものにするための参考資料とさせていただきます。

このアンケートで得られた情報や回答内容は、上記の目的のための統計資料としてのみ活用し、個人を特定することは一切ありません。つきましては、ぜひアンケートへのご協力をお願いします。

◆最初にあなた自身についてお聞きします。

| | | | | | |
|---------------------|--------------|-------------------------------|------------|---|------------|
| 年齢 (H30.10.1 現在) | 歳 | 現在在籍 又は 在籍していた 学校・学科 | 1.京都美術工芸大学 | { | a.建築学科 |
| 性別 (1つに○) | 1.男性 2.女性 | | 2.京都建築大学校 | | b.美術工芸学科 |
| | | | | | c.卒業 |
| | | | | | a.建築専攻科1年制 |
| | | | | | b.建築専攻科2年制 |
| | | | | | c.建築学科 |
| | | | | | d.卒業 |

◆卒業後の進路についてお聞きします。

Q1. あなたは、KYOBiorKASD 卒業後の進路について、現時点ではどのように考えていますか。

以下の項目から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(いくつでも)

1.就職 2.国公立大学大学院に進学 3.私立大学大学院に進学 4.その他 5.未定

◆京都美術工芸大学大学院についてお聞きします。

Q2. 京都美術工芸大学大学院には、以下のような特色があります。それぞれの特色について、あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

| | | とても 魅力を 感じる | ある程度 魅力を 感じる | あまり 魅力を 感じない | まったく 魅力を 感じない |
|----|---|-------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 例. | ○○である。 | → 1 | (2) | 3 | 4 |
| A. | 修士課程を修了することで「修士(建築)」の学位が取得できます。 | → 1 | 2 | 3 | 4 |
| B. | 一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | → 1 | 2 | 3 | 4 |
| C. | 在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | → 1 | 2 | 3 | 4 |
| D. | 工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | → 1 | 2 | 3 | 4 |

Q3. あなたは、京都美術工芸大学大学院に入学したいと思いますか。

あなたの気持ちに近い方の番号1つに○をつけてください。(1つだけ)

1.ぜひ入学したい 2.入学したい 3.入学を検討したい 4.どちらともいえない

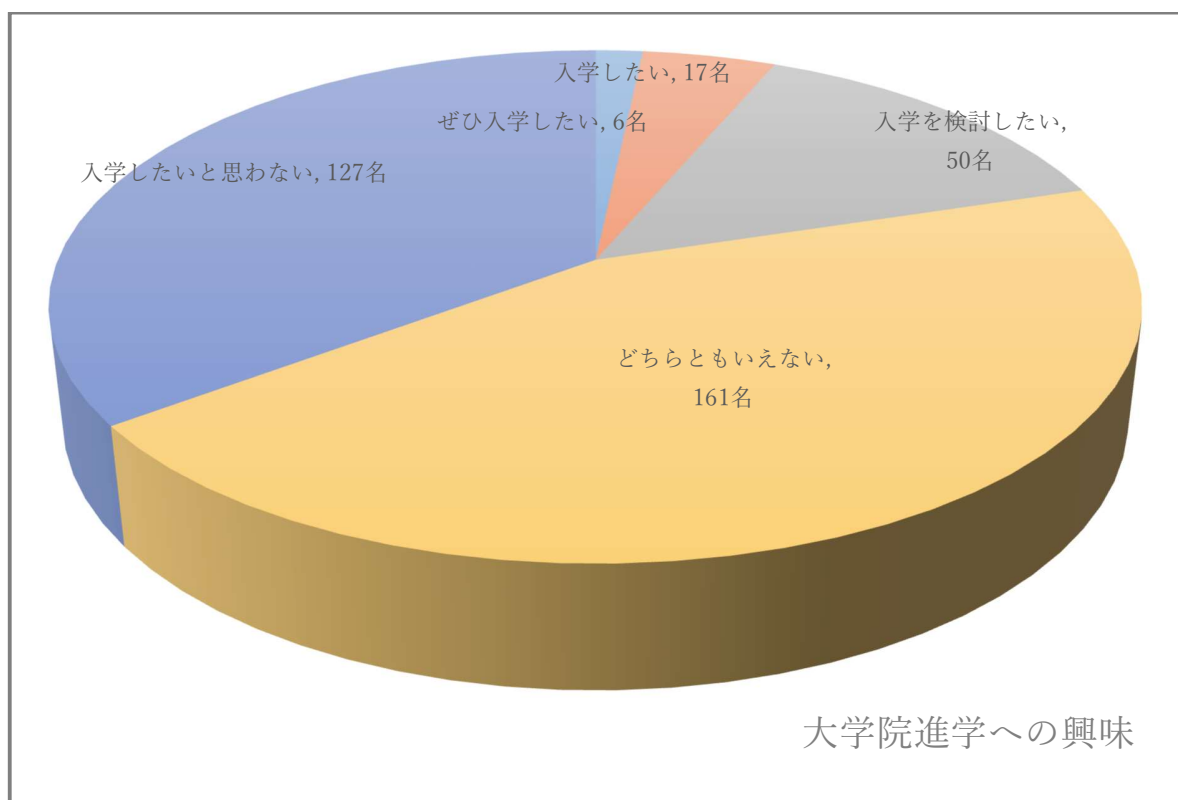
5.入学したいとは思わない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【資料 3】

京都美術工芸大学大学院設置に関するアンケート結果

| | | | |
|---|------------|-----|------|
| a | ぜひ入学したい | 6 | 2% |
| b | 入学したい | 17 | 5% |
| c | 入学を検討したい | 50 | 14% |
| d | どちらともいえない | 161 | 45% |
| e | 入学したいと思わない | 127 | 35% |
| 計 | | 361 | 100% |



KYOBi 在校生 回答数 65

| | | |
|---------------------|---------------|----|
| 京都美術工芸大学大学院への入学について | 1.ぜひ入学したい | 1 |
| | 2.入学したい | 2 |
| | 3.入学を検討したい | 8 |
| | 4.どちらともいえない | 31 |
| | 5.入学したいとは思わない | 23 |

| | | |
|------------|---------------|----|
| 卒業後の進路について | 1.就職 | 54 |
| | 2.国公立大学大学院に進学 | 8 |
| | 3.私立大学大学院に進学 | 6 |
| | 4.その他 | 5 |
| | 5.未定 | 7 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| ぜひ入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 1 | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 1 | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 1 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 1 | | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | 2 | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 2 | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 2 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | | 2 | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学を検討したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 1 | 6 | 1 | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 5 | 2 | 1 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 7 | 1 | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 3 | 3 | 1 | 1 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| どちらともいえない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 6 | 19 | 6 | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 11 | 16 | 4 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 13 | 12 | 6 | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 7 | 16 | 7 | 1 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したいとは思わない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 4 | 12 | 7 | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 11 | 8 | 4 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 14 | 6 | 3 | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 7 | 9 | 6 | 1 |

KYOBi 卒業生 回答数 8/25

| | | |
|---------------------|---------------|---|
| 京都美術工芸大学大学院への入学について | 1.ぜひ入学したい | |
| | 2.入学したい | 1 |
| | 3.入学を検討したい | |
| | 4.どちらともいえない | 5 |
| | 5.入学したいとは思わない | 2 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| ぜひ入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | | | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | 1 | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | | 1 | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 1 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 1 | | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学を検討したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | | | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| どちらともいえない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 2 | 2 | 1 | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 2 | 2 | 1 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 2 | 3 | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 1 | 3 | 1 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したいとは思わない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | 1 | | 1 |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 1 | | | 1 |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | | 1 | | 1 |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 1 | | 1 | |

KASD 在校生 回答数 212

| | | |
|---------------------|---------------|----|
| 京都美術工芸大学大学院への入学について | 1.ぜひ入学したい | 3 |
| | 2.入学したい | 4 |
| | 3.入学を検討したい | 36 |
| | 4.どちらともいえない | 84 |
| | 5.入学したいとは思わない | 83 |
| | 未回答 | 2 |

| | | |
|------------|---------------|-----|
| 卒業後の進路について | 1.就職 | 201 |
| | 2.国公立大学大学院に進学 | 5 |
| | 3.私立大学大学院に進学 | 4 |
| | 4.その他 | 8 |
| | 5.未定 | 6 |
| | 未回答 | 3 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| ぜひ入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 3 | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 3 | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 3 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 3 | | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 4 | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 4 | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 4 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 1 | 2 | 1 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない | 未回答 |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|-----|
| 入学を検討したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 18 | 13 | 4 | | 1 |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 29 | 4 | 3 | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 29 | 7 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 11 | 18 | 4 | 3 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない | 未回答 |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|-----|
| どちらともいえない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 17 | 56 | 10 | | 1 |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 32 | 48 | 4 | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 36 | 46 | 2 | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 12 | 41 | 27 | 4 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない | 未回答 |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|-----|
| 入学したいとは思わない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 10 | 47 | 17 | 6 | 3 |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 24 | 39 | 16 | 4 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 32 | 39 | 8 | 4 | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 7 | 35 | 26 | 15 | |

KASD 卒業生 回答数 78/429

| | | |
|---------------------|---------------|----|
| 京都美術工芸大学大学院への入学について | 1.ぜひ入学したい | 2 |
| | 2.入学したい | 10 |
| | 3.入学を検討したい | 6 |
| | 4.どちらともいえない | 41 |
| | 5.入学したいとは思わない | 19 |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| ぜひ入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | | | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 2 | | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 2 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 2 | | | |

※2名とも無回答

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 9 | 1 | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 9 | 1 | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 10 | | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 5 | 5 | | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学を検討したい | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 4 | 2 | | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 5 | | 1 | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 5 | | 1 | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 2 | 3 | 1 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| どちらともいえない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 16 | 24 | 1 | |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 23 | 18 | | |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 28 | 13 | | |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 15 | 20 | 6 | |

| 京都美術工芸大学大学院について（複数回答） | | とても魅力を感じる | ある程度魅力を感じる | あまり魅力を感じない | まったく魅力を感じない |
|-----------------------|---|-----------|------------|------------|-------------|
| 入学したいとは思わない | A.修士課程を修了することで「修士（建築）」の学位が取得できます。 | 6 | 10 | 2 | 1 |
| | B.一級建築士の受験資格取得に必要な実務経験2年が在学中に得られるインターンシップ制度あり。卒業後すぐに受験できます。 | 7 | 7 | 4 | 1 |
| | C.在学中から一級建築士の対策講座を開講し、最短合格をサポートします。 | 8 | 7 | 3 | 1 |
| | D.工学系の授業に加え、美術系の授業が充実しています。 | 5 | 10 | 3 | 1 |

【資料4】

「京都美術工芸大学大学院」設置に関するアンケート調査票

問1 貴事業所では、一級建築士の資格を保有する従業員はいますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 いる → 問1-2へお進みください
2 いない → 問1-3へお進みください

問1-2 問1で「1 いる」を回答した事業所にお尋ねします。貴事業所では、一級建築士の資格を保有する従業員は足りていますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 十分足りている
2 今は足りているがいずれ足りなくなる
3 足りない

問1-3 問1で「2 いない」を回答した事業所にお尋ねします。一級建築士の資格を保有する従業員がいない理由は何ですか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 もともと必要ない
2 必要だが退職してしまった
3 必要だが人材が確保できない

問2 京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻では、インターンシップを行うことを計画しております。貴事業所では、本専攻の学生のインターンシップについて、どのようにお考えですか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 インターンシップに協力したい
2 インターンシップの協力について検討したい
3 インターンシップには協力しない
4 その他 ()

問3 貴事業所では、京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻の修了生（修士号取得者）の採用を考えますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 採用したい
2 状況によって採用を考えたい
3 採用は考えない

問4 京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

アンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

【資料 5】

「京都美術工芸大学大学院」設置に関するアンケート調査結果

1 調査目的

「京都美術工芸大学大学院」の設置に向けて、京都府内の事業所を対象に本学大学院設置の必要性や修了生の採用見通し等を把握することを目的とする。

2 調査対象等

京都府内の建築設計事務所、建設会社等の23事業所

【有効回答数：14事業所（回答率60.8%）】

【調査実施時期：平成30年12月～平成31年1月】

3 調査結果等

(1-1) 貴事業所では、一級建築士の資格を保有する従業員はいますか。

1 いる 12事業所 85.7% 2 いない 2事業所 14.3%

(1-2) 「1 いる 12事業所」にお尋ねします。事業所では、一級建築士の資格を保有する従業員は足りていますか。

1 十分足りている 4事業所 33.3%
2 今は足りているがいずれ足りなくなる 4事業所 33.3%
3 足りない 4事業所 33.3%

(2) 本専攻の学生のインターンシップについて、どのようにお考えですか。

1 インターンシップに協力したい 6事業所 42.9%
2 インターンシップの協力について検討したい 4事業所 28.6%
3 インターンシップには協力しない 1事業所 7.1%
4 その他(未定等) 3事業所 21.4%

(3) 貴事業所では、本専攻の修了生(修士号取得者)の採用を考えますか。

1 採用したい 3事業所 21.4%
2 状況によって採用を考えたい 9事業所 64.3%
3 採用は考えない 2事業所 14.3%

承諾書

京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻の実習施設として、
平成32年4月1日より ^{株式会社} アールセッショ を使用することを承諾します。

平成31年3月19日

承諾に際して付した条件

実習を実施する際は、受け入れ人数及び実習内容等について、事前に調整を行うこと。

| 実習名 | 年間受け入れ人数(人) | 備考 |
|-------------|-------------|----|
| インターンシップ I | 4 人 | |
| インターンシップ II | 4 人 | |

事業所・施設等の長の職名・氏名

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁町
228番地 AOIビル501号

株式会社 **アールセッショ**

代表取締役 **瀬戸川 雅義**



京都美術工芸大学長 殿

承 諾 書

京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻の実習施設として、
平成32年 4月 1日より 株式会社アーキネット京都 を使用することを承諾します。

平成31年 3月 19日

承諾に際して付した条件

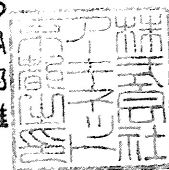
実習を実施する際は、受け入れ人数及び実習内容等について、事前に調整を行うこと。

| 実 習 名 | 年間受け入れ人数(人) | 備 考 |
|-------------|-------------|-----|
| インターンシップ I | 4 人 | |
| インターンシップ II | 4 人 | |

事業所・施設等の長の職名・氏名

京都美術工芸大学長 殿

京都市中京区烏丸通蛸薬師南入る
手洗水町647番地 トキワビル4-A
株式会社 アーキネット京都
代表取締役 黒 木 幹 雄



承諾書

京都美術工芸大学大学院工芸学研究科建築学専攻の実習施設として、
平成 22 年 4 月 1 日より ^{株式会社} 奥谷繁礼建築研究所を使用することを承諾します。

平成 22 年 4 月 19 日

承諾に際して付した条件

実習を実施する際は、受け入れ人数及び実習内容等について、事前に調整を行うこと。

| 実習名 | 年間受け入れ人数(人) | 備考 |
|-----------|-------------|----|
| インターンシップⅠ | 4 人 | |
| インターンシップⅡ | 4 人 | |

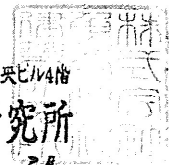
事業所・施設等の長の職名・氏名

京都美術工芸大学長 殿

京都府下京区寺町通五条上ル西橋詰町762 京栄中央ビル4階

株式会社 奥谷繁礼建築研究所

代表取締役 奥谷繁礼



【資料 6】

インターンシップ科目の概要

1. 授業の概要

一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶことを目的とする。インターンシップ先は、インターンシップの目的および研修内容に照らして、本専攻が相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。

2. 到達目標

実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

3. 内容

実習は大きく3部に分かれる。1部は事前学習として、学内でのガイダンス、受け入れ先との調整、実習の内容の確認を行う。

2部は研修先での研修である。研修先では、原則として、下記から2分野以上についての補佐業務を体験する。

- ・基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

3部は事後学習とし、研修報告書の作成、研修先への確認・承認、学内でのプレゼンテーションを行う。

4. 指導方法

担当教員は、事前学習期間中に、研修に当たっての注意事項等の研修全体に関する指導、及び研修内容に関する研修先との打ち合わせについて指導を行う。また、研修終了後の事後学習期間中に、研修報告書の作成、およびプレゼンテーションの内容について指導を行う。

研修先は、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修生に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行う。研修中に何らかの指導上の問題があった場合は、担当教員と連絡をとり適切な対応を行う。

5. 評価方法

研修先の担当責任者は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。研修報告書に記載された研修生のレポート、研修先の担当責任者によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテ

ーションをもとに、担当教員が総合的に評価を行う。

6. 実習施設

実習施設は、立地条件、業務内容、業務実績、および教育研修に対する理解と経験の4つの観点から相応しいと判断した一級建築士事務所に限る。具体的には、京都市内に立地し、一級建築士事務所として建築士法その他の法令を遵守した業務を実施しており、雑誌等に掲載されるなど社会的意義のある設計作品を複数有し、代表者が大学等の教育機関における非常勤講師経験を持つなど教育研修に対する理解と経験のある一級建築士事務所とする。これらの条件に該当する下記の事務所から、研修生の受け入れについて既に承諾を得ている。

| 施設名 | 所在地 | 年間受入人数 |
|---------------|---|------------------------------|
| 株式会社アーキネット京都 | 京都市中京区烏丸通蛸薬師 南入る手洗水町 647 番地 トキワビル 4-A | インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人 |
| 株式会社アールセッション | 京都市中京区蛸薬師通烏丸 西入橋弁慶町 228 番地 AOI ビル 501 | インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人 |
| 株式会社魚谷繁礼建築研究所 | 京都市下京区寺町通五条上 ル西橋詰町 762 京栄中央ビル 4 階 | インターンシップⅠ：4人 インターンシップⅡ：4人 |

【資料 7】

インターンシップに関する覚書（案）

京都美術工芸大学（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇設計事務所（以下「乙」という）は、甲に在籍する大学院生を乙に派遣して行うインターンシップの取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

記

1. 目的

一定期間継続して学外の一級建築士事務所に出向き、設計業務の補佐をとおして、実務の一端を体得しながら、実践的なデザイン手法及びそのプロセスを学ぶ。

到達目標としては、実務能力を養うことを目指し、設計実務における理念や展望を持続する能力、思考力や判断力等の実務能力に重点を置くものとする。また、近年の設計業務における経済面と時間面を優先する動向に対し、良識と責任感を全うできる人材の育成を目指す。

2. 研修内容

原則として、下記から2分野以上についての補佐業務を体験するものとする。

- ・基本設計補佐業務（基本設計案についてのプレゼンテーション準備、模型作製等）
- ・実施設計補佐業務（実施設計図の修正、照合、確認、整備等）
- ・工事監理補佐業務（現場進行状況の視察・撮影、施工図のチェック等）
- ・その他の補佐業務（上記各業務に関わる打合せへの参加、資料の収集整理等）

3. 指導方法

甲は、事前学習期間中に、研修に当たっての注意事項等の研修全体に関する指導、及び研修内容に関する研修先との打ち合わせについて指導を行う。また、研修終了後の事後学習期間中に、研修報告書の作成、およびプレゼンテーションの内容について指導を行う。

乙は、2に示す業務について、上記の業務について、研修目的に合致した体験が可能となるよう、研修に参加する学生（以下「研修生」という）に対して必要な指示を行うとともに、随時研修生の作業状況を確認し、適切な指導を行うものとする。研修中に何らかの指導上の問題があった場合は、甲と連絡をとり適切な対応を行う。

4. 研修期間

20〇〇年〇月〇日から〇月〇日（土・日、祝日を除く、実質45日360時間）

5. 研修時間

〇時〇〇分～〇時〇〇分（原則として、乙の定時勤務時間とする）

6. 報酬

実務教育科目の一環であるため、研修生に対する報酬は無しとする。

7. 経費

研修中の経費は乙が負担する。ただし自宅から研修先までの交通費と食費は、研修生の負担とする。

8. 就業規則等の遵守

研修生は、乙の指導・指示に従い、研修時間中は乙の就業規則を準用する。

9. 機密保持義務

甲は、研修生に対して機密保持についての指導を行う。研修生は、業務上知り得た乙の情報（顧客の個人情報を含む）を他の第三者に漏洩してはならない。乙は、研修生の個人情報を研修の目的以外に利用せず、他の第三者に漏洩してはならない。

10. 保険

甲は、研修生に対する傷害保険（賠償責任保険を含む）に加入する。

11. 研修の中止

研修を継続することが困難な事態が発生した場合は、甲または乙のどちらか一方からの申し入れにより、両者による協議を行った上で、研修を中止する。

12. 評価方法

乙は、研修生が研修終了後に作成する研修報告書に、研修生の研修状況についてのコメントの記入および押印を行う。研修報告書に記載された研修生のレポート、乙によるコメント、および研修生による学内での実習内容のプレゼンテーションをもとに、甲の担当教員が総合的に評価を行う。

13. その他

本覚書に定めなき事項、疑義または変更が生じた場合には、甲および乙が協議の上、決定する。

上記を証するため、本覚書を二通作成し、甲、乙がそれぞれ一通を保有することとする。

以上

2000年〇月〇日

(甲)

(乙)

【資料 8】

『掲示板』

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

MAP リンク 学年暦 教科課程表 卒業・修了要件表 シラバス

学務課 ▼その他のリンク

授業関連連絡 休講通知 学生呼出

Logout

お知らせ 🔍 検索

| 掲示日 | 〈発信課〉 | 《カテゴリ》 | お知らせ |
|-----------|---------|----------|---|
| 2019.2.28 | 〈学務課〉 | 《卒業・修了》 | [重要] 博士前期・後期課程 平成31年度3月修了認定者について / List of 2019 Spring Master's and Doctoral Program Graduates |
| 2019.2.28 | 〈国際課〉 | 《海外留学情報》 | 2019年度ベルギー国フランダース政府奨学金留学生募集について（JASSO協力） 標記のことについて、日本学生支援機構（JASSO）より案内がありましたので、お知らせします。 詳細はタイトルリンクよりご確認ください。 |
| 2019.2.28 | 〈研究推進課〉 | 《イベント》 | [3月8日開催] 機器分析センター市民講座・先端技術講座「最先端技術でものを観る」の開催について 「最先端技術でものを観る」を主テーマに下記の講演内容の市民講座・先端技術講座を開催します。 詳細・申込方法はタイトルリンクをご覧ください。お申し込みなしの当日参加も可です。 日時：平成31年3月8日（金）13:00～16:00 <12:30受付開始> 会場：ベンチャーラボトリー棟1階 ラウンジ 内容：・元素ブロック高分子材料：ハイブリッド材料を越える新素材創出を目指して 新素材イノベーションラボ長・分子化学系 中 建介 教授 ・機能性材料としての有機無機ハイブリッドの展望 新素材イノベーションラボ 松川 公洋 特任教授 講演終了後、16:00～17:00の予定で、ご希望の方を対象に、新素材イノベーションラボ施設見学を実施いたします。こちらませひ ご参加ください。 |

H30京都工芸繊維...pdf

すべて表示 X

学校法人二本松学院 定年規程

平成23年 1月21日 制定・施行
平成28年 4月 1日 改定
平成30年 4月 1日 改定

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は学校法人二本松学院就業規則に基づき、正教員・正職員・無期契約教員・無期契約職員・無期パート職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 教員の定年

(教員の定年)

第2条 教員の定年は、満65歳に達した日とする。

- 2 前項時期に退職することで学校業務に支障が生ずると法人が判断した場合で、本人の同意を得た場合は、定年年齢に達した年度の末日を定年日とする。
- 3 教員としての能力を有し、かつ、教育上必要ある場合は、本人の希望により改めて非常勤講師を委嘱することができる。

(非常勤講師の再雇用契約・条件)

第3条 非常勤講師の再雇用は1年単位の契約とし、雇用条件は、京都美術工芸大学非常勤講師規程の定めによる。

- 2 再雇用にあたって本法人が提示する給与は、再雇用前の給与とは異なり、業務内容、能力、勤務日数、勤務時間等を勘案し、改めて決定する。

(第2定年)

第4条 定年年齢を超えて無期雇用転換制度により大学の無期契約教員となった者については、満75歳を定年とする。専門学校の無期契約教員となった者については、満70歳を定年とする。

- 2 学院の基準を満たす者については、定年年齢以後、嘱託として1年以内の期間を定めて再雇用することができる。ただし、再雇用の通算期間は5年を超えないものとする。

(その他の就業条件)

第5条 雇用契約書に記載のないその他の就業条件は、就業規則の定めによる。

第3章 職員の定年

(職員の定年)

第6条 職員の定年は、満60歳に達した日とする。

- 2 本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、学校法人二本松学院再雇用制度に関する

労使協定書の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで再雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤労意欲及び体力のある者
- (2) 直近の健康診断（又は本法人が指定する医療機関での診断）において、心身ともに業務遂行に問題がないとされる者
- (3) 無断欠勤がない者
- (4) 懲戒処分該当者でない者
- (5) 勤続10年以上である者又は本法人が必要と認める者

3 前項の場合において、以下の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

| | |
|-------------------------|-----|
| 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで | 61歳 |
| 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで | 62歳 |
| 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで | 63歳 |
| 平成34年4月1日から平成37年3月31日まで | 64歳 |

4 再雇用期間終了後なお職務を執る能力を有し、かつ、運営上必要と認めた者については、期限を付して非常勤嘱託とすることができる。

（職員の再雇用契約・条件）

第7条 職員の再雇用は1年単位の契約とし、雇用条件は個別の雇用契約書で決定する。

2 再雇用にあたって本法人が提示する給与は、再雇用前の給与とは異なり、業務内容、能力等を勘案し、改めて決定する。

（非常勤嘱託の再雇用契約・条件）

第8条 非常勤嘱託職員の再雇用は1年単位の契約とし、雇用条件は個別の雇用契約書で決定する。

2 再雇用にあたって本法人が提示する給与は、再雇用前の給与とは異なり、業務内容、能力、勤務日数、勤務時間等を勘案し、改めて決定する。

（第2定年）

第9条 定年年齢を超えて無期雇用転換制度により大学の無期契約職員・無期パート職員となった者については、満65歳を定年とする。

2 学院の基準を満たす者については、定年年齢以後、嘱託として1年以内の期間を定めて再雇用することができる。ただし、再雇用の通算期間は5年を超えないものとする。

（その他の就業条件）

第10条 雇用契約書に記載のないその他の就業条件は、就業規則の定めによる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年1月21日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第2条（教員の定年）について、平成30年4月1日以降に満60歳に達した者より、下記表の通り、段階的に定年年齢を満65歳まで引き上げることとする。

| 対象年齢 平成30年4月1日～平成31年3月31日における満年齢 | 定年 |
|-------------------------------------|----------|
| 満60歳 | 61歳に達した日 |
| 満59歳 | 62歳に達した日 |
| 満58歳 | 63歳に達した日 |
| 満57歳 | 64歳に達した日 |
| 満56歳以下 | 65歳に達した日 |

- 2 京都美術工芸大学の文部科学省への設置 申請時に就任承諾した就任時56歳以上の専任教員は、この規程の適用を受けず、就任時より5カ年の雇用が継続される。

京都美術工芸大学特別任用教員に関する規程

平成26年7月16日 制定・施行

平成27年 4月 1日 一部改正・施行

平成30年 4月 1日 一部改正・施行

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学学則第73条の規定に基づき、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の学術研究及び教育水準の向上を図るために特別に任用する教員（以下「特任教員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(特任教員の定義)

第2条 本学の教育、研究あるいは業務の執行上、学長が特に必要と認めた場合、専らその教育研究、業務等に専念従事することを目的として、期間を定めて雇用する教員をいう。

(特任教員の種類等)

第3条 特任教員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 社会的実務経験が豊富で実績が顕著であり、本学の教育又は研究に特に必要として採用された者
- (2) 海外における大学等の研究・教育機関での経験が豊富で実績が顕著であり、本学の教育又は研究に特に必要であるとして採用された者
- (3) 寄附講座又は寄附研究部門に配置するために採用された者
- (4) 科学技術振興調整費等、公的あるいは民間の資金によるプロジェクトのために採用された者
- (5) その他学長が必要と認めた業務に従事するため採用された者

2 特任教員は、契約に基づき、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教の称を称することができる。

(選考基準)

第4条 特任教員の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 特任教授は、大学設置基準第14条に規定された資格があると認められる者であること。
- (2) 特任准教授は、大学設置基準第15条に規定された資格があると認められる者であること。
- (3) 特任講師は、大学設置基準第16条に規定する資格があると認められる者であること。
- (4) 特任助教は、大学設置基準第16条の2に規定する資格があると認められる者であること。

(任務)

第5条 特任教員は、本学において教育、調査・研究及び開発研究等に従事するものとする。

2 特任教授は、教授会に出席できない。

(任用)

第6条 特任教員は、教授会の推薦を経た上、理事長が必要と認めた場合に限り、任用することができる。

2 特任教員を引き続き任用するときは、前項の手続を経なければならない。

(処遇)

第7条 特任教員の処遇及び任用に関する必要事項は、別に定める。

(権利)

第8条 特任教員は、専任教員に準じて本学の諸施設その他を利用することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成26年7月16日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、平成26年7月1日に遡って適用する。

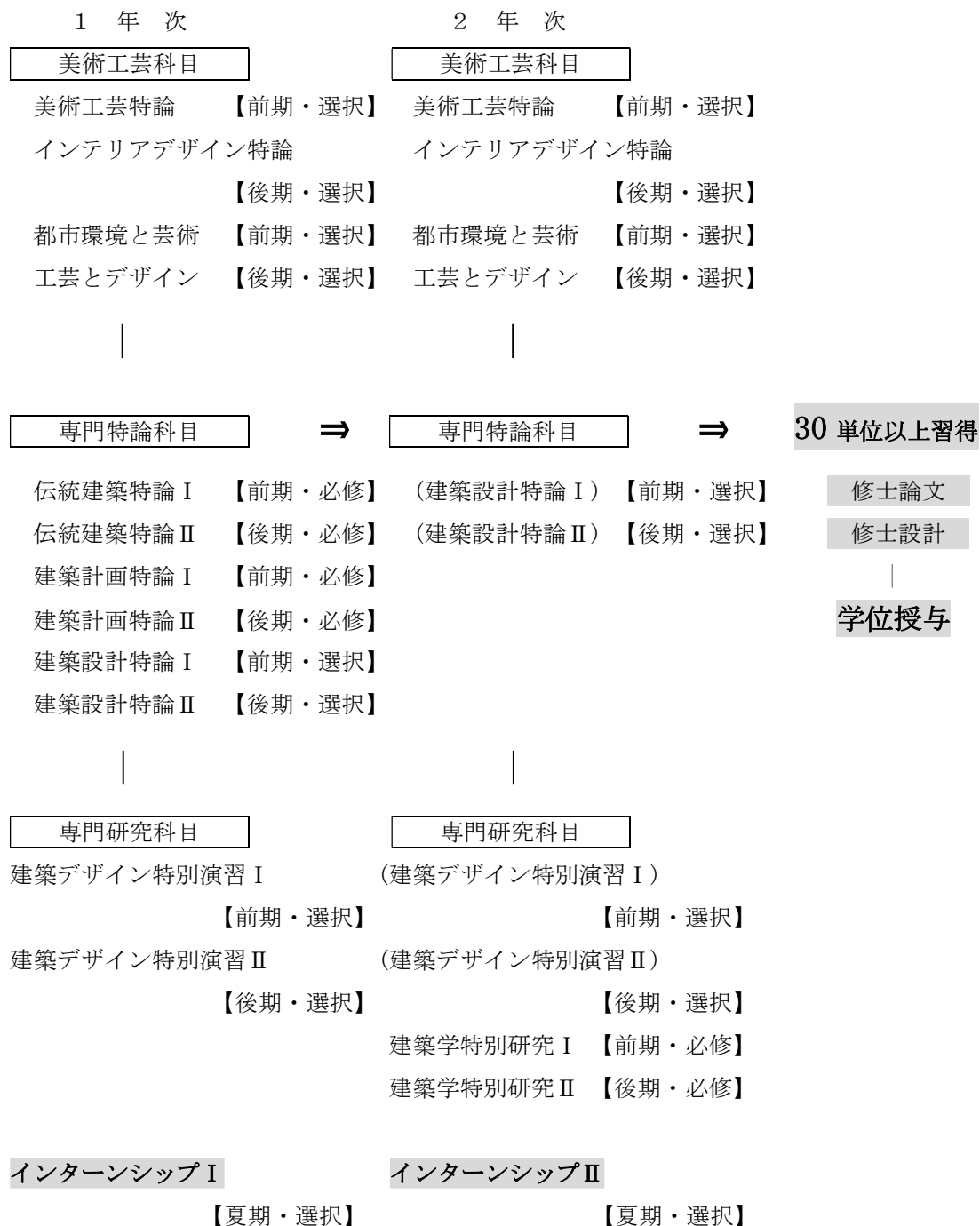
3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【資料 11】

工芸学研究科建築学専攻履修モデル

【工芸学研究科建築学専攻】



【資料 12】

工芸学研究科建築学専攻の指導プロセス（修了までのスケジュール表）

修了までのスケジュール表

| | | |
|------|------|---|
| 1 年次 | 4 月 | 指導教員決定(2 人) 履修説明会、個別ガイダンス、履修登録 |
| | 7 月 | 前期定期試験 |
| | 9 月 | 前期成績書配付 後期履修説明会、個別ガイダンス、履修登録 |
| | 12 月 | 修士課程 1 年次報告会 |
| | 2 月 | 後期定期試験 |
| 2 年次 | 4 月 | 1 年次成績書配付 履修説明会、個別ガイダンス、履修登録 修士論文・修士設計題目届出 |
| | 7 月 | 前期定期試験 前期中間発表会 |
| | 9 月 | 前期成績書配付 後期履修説明会、個別ガイダンス、履修登録 |
| | 10 月 | 修士論文・修士設計最終届出 |
| | 12 月 | 後期中間発表会 |
| | 2 月 | 修士論文・修士設計提出 修士論文・修士設計発表会 審査及び口頭試問 後期定期試験 |
| | 3 月 | 学位記授与 修士論文・修士設計写真の図書館での閲覧等公表 修士論文・修士設計写真の要旨及び審査要旨公表 |

京都美術工芸大学大学院 学位規程（案）

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 修士の学位
- 第 3 章 修士研究の保管
- 第 4 章 学位の取り消し
- 第 5 章 その他

附則

第1章 総則

(準拠)

第1条 京都美術工芸大学大学院学則第34条第2項に定める学位については、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 京都美術工芸大学大学院(以下「本学大学院」という)において、授与する学位は、次のとおりとする。

| 研究科名・専攻名 | 学位名称 |
|--------------|--------|
| 工芸学研究科 建築学専攻 | 修士(建築) |

2 学位の名称を用いるときは、本学大学院名を付記しなければならない。

(修士の学位授与)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

第2章 修士の学位

(修士の学位の申請)

第4条 修士の学位を申請する者は、修士論文又は修士設計(以下「修士研究」という)を研究科委員会へ提出するものとする。

(修士研究審査及び試験)

第5条 修士研究の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。

- 2 審査委員は、指導教員以外の教授を主査とし、副査として当該研究の内容に応じた研究分野及び関連分野担当の教員を加えるものとする。
- 3 最終試験は、修士研究を中心に、これに関連ある科目につき、口頭試問によって行う。
- 4 審査員は、審査の結果をまとめた審査報告書と最終試験の合否について、2月末日までに研究科委員会に提出しなければならない。

(学位授与の判定)

第6条 研究科委員会は、修士研究審査報告書にもとづき、試験の結果をあわせて、修士の

学位授与の判定をする。

- 2 研究科長は、学位授与の判定の結果を学長に報告するものとする。

(修士の学位記)

第7条 学長は、前条の判定の結果にもとづき、修士の学位記を授与する。

- 2 修士の学位記の授与は、毎年3月とする。

第3章 修士研究の保管

(修士研究の保管)

第10条 修士研究は、本大学図書館において5年間保管とする。

- 2 修士研究は、禁帯出図書扱いとし、課程別、専攻別、年度別には以下する。
- 3 その他修士研究の保管については、図書館長がこれを定める。

第4章 学位の取り消し

(学位の取り消し)

第12条 修士の学位の授与を受けた者で、次の事実があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。

- (1) 不正の方法による学位の授与を受けたとき
 - (2) 京都美術工芸大学の名誉を汚す行為があったとき
- 2 前項の研究科委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 その他

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、評議会及び理事会で決議する。

(細則その他)

第14条 本規程の施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

学校法人二本松学院 教職員倫理綱領 —教職員の義務と責任—

平成23年12月22日 制定

平成24年 4月 1日 施行

はじめに

教育と研究という崇高な任務に携わる本法人教職員の職業倫理の基盤は、基本的人権の尊重と知的誠実性を貫徹することにある。特に、本法人の教職員においては、自律的意思をもってこの基盤に立ち、本法人が存在する意味を明らかにすることに努めるとともに、本法人の建学の理念と教育方針に基づき、学生の学習支援を第一の責務とすることを明確に認識する必要がある。そのことは、本法人の財政的資源の主要部分が学生納付金であることに対する説明責任の基礎である。

以上の基本的認識に基づいて、本法人教職員の倫理を以下のとおりとする。

1. 各学校に対する倫理

教職員は、本法人の理念を尊重し、その目的の達成に貢献する。

- (1) 学内諸規程を誠実に遵守する。
- (2) 法人の本務に専念し、出校して教育研究、学生支援業務に従事する。出校する日数は、本法人との契約に拠る。
- (3) 兼業又は兼職に当たっては、本法人の許可を受ける。許可を受けた場合であっても、これによって本務に支障を生じさせない。
- (4) 本法人の共同の営みに積極的に参加する。
- (5) 本法人における勤務について、定期的に業績評価を受け、改善に勤めなければならない。
- (6) 本法人の公的資源を私的利益のために用いない。
- (7) 管理職の任(務)に就くときは、関係教職員の倫理意識の向上を自らの重要な責務とする。
- (8) 許可なく情報・資料の学外への持ち出しは禁止する。

2. 学生に対する倫理

教職員は、学生の信頼に応え、教員にあっては知的営みの先達として、学生の学習する権利を擁護するとともに、本法人の各学校が定めるカリキュラムに従った教育活動を、また、職員にあっては、学生の学習する活動を支援するため、愛情と熱意をもって行う。

- (1) 教職員は、公私の区別を明確にし、教育者として学生の模範となる品位ある行動をとる。
- (2) 授業及び研究指導並びに学生指導・援助において、学生の人格を重んじ、教育者として学生の自由な学習を支援する。

- (3) 自己の教育能力、業務能力を開発し、授業の内容及び方法を改善、業務を改善することについて、不断の努力を怠らない。
- (4) 自己の教育活動、業務活動に対する学生の評価・批判に真摯に応答する。
- (5) 成績評価、単位認定をはじめ、その他種々の学生指導全般において公正を確保する。
- (6) 権威的な姿勢で学生と接しない。学生に対してその地位を利用した人権侵害を行わない。
- (7) 担当主題と無関係な問題を教室に持ち込まない。

3. 同僚に対する倫理

教職員は、教職員相互にそれぞれの固有の職務を理解し、協力して本法人の向上に努める。とりわけ教員は、同僚教員の学問的立場を尊重するとともに、学問的批判に対しては誠実に応答する。

- (1) 同僚による評価を受け、また、同僚に対する評価を公正な視点で誠実に行う。
- (2) 同僚教職員に敬意をもって接し、その人権を侵害しない。

4. 研究者としての倫理

教員は、教員に保障されている「学問の自由」が、責任を伴うものであることを自覚し、知識の探求を通じて社会に貢献する。

- (1) 知識探求の意志を持ち、学術研究に精励し、研究成果を公表する。
- (2) 自己の専門分野の進展について、常に関心を持ち、その成果を教育に反映させる。
- (3) 私的利益を目的として研究を行わない。報酬を伴う研究その他の活動は、許可に基づいて行う。
- (4) 他の研究者の学問的立場を尊重し、学問的批判に対しては誠実に対応する。
- (5) 公的に用意された研究資金を不正に用いない。
- (6) 本法人との契約に基づいて受託研究・産学共同研究を行い、公益性に反する研究は行わない。

5. 社会に対する倫理

教職員は、自己の専門分野の知識や業務知識を生かし、公共の福祉と文化の向上に寄与する。

- (1) 公職への奉仕を求められた場合には、可能な限り協力する。
- (2) 公職に就くときは、その職務に伴う権限を特定の個人や組織の利益のために使わない。また、反社会的行為に加担しない。
- (3) 入学試験の公正・適正な実施に協力する。
- (4) 産・官・学・地から求められる公共の福祉や文化活動には可能な限り協力する。

京都美術工芸大学公的研究費の運営・管理規程

平成24年 1月26日 制定

平成24年 4月 1日 施行

平成26年10月 1日一部改正・施行

平成28年 6月 1日一部改正・施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）が対象とする研究資金等をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、以下の行為をいう。

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に規定される研究活動上の不正行為。

(2) 故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、又は公的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

3 この規程において「直接経費」とは、公的研究費による補助事業の遂行に直接必要な経費をいう。

4 この規程において「間接経費」とは、公的研究費による補助事業の遂行に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

5 この規程において「構成員」とは、本学において公的研究費による研究活動を行う者及び公的研究費の運営・管理に携わる者をいう。

6 この規程において「部局等」とは、学術情報センター（図書館含む）、学生事務センター、内部監査室又は経理課をはじめとする公的研究費の運営・管理に携わる部署をいう。

第2章 責任体系・職務権限

(責任体制)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理を適正に行う責任体制を明確にするため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、その職名を公表する。

2 前項の責任者は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者は、学長をもってあてる。

(2) 統括管理責任者は、副学長をもってあてる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、学部長をもってあてる。

3 前項の規定に関わらず、公的研究費の円滑な運営・管理のため必要と認める場合、最高管理責任者は、前項の各責任者について本学教職員の中から指名することができる。

4 前項の職にあるものが、研究者又は研究分担者となった場合、代理を置かなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の適正な運営・管理について最終的な責任を負う。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理における不正防止に向けた基本方針を策定、周知するとともに、その遂行のために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びその他の構成員が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的責任と権限を有する。

2 統括管理責任者は、不正防止基本方針に基づき、機関全体にかかる具体的な対策を策定・実施し、各部局における実施状況を確認するとともに、最高管理責任者への報告を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の実務上の運営・管理にかかる実質的責任と権限を有し、各部局等における事務処理手続きについて管理・監督し、必要に応じて改善を指導する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各部局等における不正防止対策を実施し、実施状況について統括管理責任者への報告を行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項に掲げる業務を円滑に行うため、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命し、その業務を分担することができる。

(構成員の責務)

第7条 全ての構成員は、公的研究費が研究者個人の研究発案により採択されたものであっても、その原資が国民の税金をはじめとする公的資金によることを常に意識し、その運用・管理にあたっては、関連法令・ルール等の知識の習熟に努め、細心の注意をもって適正かつ効率的に執行する責務を有する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化・統一化)

第8条 公的研究費の運用・管理に関する事項は、法令、ガイドライン等、その他研究費の配分機関等による特段の定めのある場合、又は学内で他の定めがある場合のほかは、この規程の定めるところによる。

- 2 適正な運営・管理体制を維持するため、必要に応じて適宜、本規程の見直しを行う。

(誓約書の提出)

第9条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費の運営・管理に関する規則等の遵守、不正を行わないこと、及び規程等に違反して不正を行った場合は処分を受けるとともに法的な責任を負う旨の誓約書を、予め最高管理責任者に提出しなければならない。

- 2 公的研究費に関する取引について、年間の取引金額が50万円を超える取引業者に対しては、公的研究費の運営・管理に関する規程等を遵守し不正に関与しないこと、納品・検収業務及び監査・調査時における取引帳簿の閲覧・提出への協力義務、不正発覚時には取引停止を含む処分を講じられても異議がないこと、及び本学構成員から不正行為の依頼等があった場合には、窓口連絡する旨の誓約書の提出を求めるものとする。提出が得られない場合については、最高管理責任者は、取引停止も含めた措置を講じる。

(コンプライアンス教育)

第10条 全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、公的研究費を取扱う者としての意識向上及び知識の浸透を図る。

(不正防止計画推進部署)

第11条 研究機関全体の観点から、不正防止のための計画を推進する部署として、不正防止計画推進部署を設置する。

- 2 不正防止計画推進部署は、学術情報委員会をもってあて、その事務は、学術情報センターが行う。

- 3 不正防止計画推進部署は、最高管理責任者・統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行う。

- (1) 各部局等との協力による不正発生要因の把握、並びに不正防止計画及びその実施に向けた具体的対策の策定・改定。
- (2) 不正防止対策の実施状況の確認及び最高管理責任者・統括管理責任者への報告。
- (3) コンプライアンス教育の実施、並びに受講状況及び受講者の理解度の把握・管理。

- 4 最高管理責任者・統括管理責任者は、不正防止計画推進部署の報告に基づき、適宜、不正防止計画及び具体的対策の見直し・改定を指示する。

第4章 研究費の適正な運営・管理活動

(経理の委任)

第12条 公的研究費の交付を受けた研究者は、その経理を最高管理責任者に委任する。

2 委任を受けた公的研究費の経理に関する事務は、経理課が行う。

(研究費の事務管理体制)

第13条 公的研究費使用に係る事務手続きは、研究者に代わり、事務部門が行う。ただし、研究費の円滑かつ効率的な遂行の観点から、研究者自身が執行手続きを行う方が望ましいと認められる場合等について、執行手続き・内容の妥当性についての説明責任、及び適正な研究費使用と認められない場合の賠償責任があることを理解させた上で、研究者自身による処理を認めることができる。

(公的研究費執行手続きの原則)

第14条 公的研究費の使用にあたっては、以下の原則により行う。

- (1) 公的研究費による物品及び役務の提供等無形物（以下「物品等」という。）を購入しようとする研究者は、事前に「公的研究費支出願」を提出し、コンプライアンス推進責任者の承認を得るものとする。やむを得ず、事後申請となった場合は、コンプライアンス推進責任者は、理由書の提出を求め、内容により、これを認めることができる。
- (2) 承認後、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行状況を遅滞なく把握できるようにする。
- (3) 5万円以上の物品等の購入については、相見積もりを原則とする。ただし、特定の業者以外での調達が可能である等、特殊な事由がある場合には、この限りではない。
- (4) 物品等の発注は、事務センターにて行う。ただし、1件5万円未満の物品等の購入については、研究者による発注も認める。
- (5) 購入した全ての物品等について、事務センターでの現物確認による検収を確実に行うこととする。この場合、データベース・ソフトウェア・デジタルコンテンツ等について、既製のものについては、ライセンスキー又はそれに代わるもの、特別に開発されたものについては、仕様書・設計書・契約書・納品書・完了報告書等をもって検収を行う。また、保守・点検等、成果物の存在しない役務の提供等については、完了報告書の提出、現場立会い等、実質的な検収を行う。
- (6) パソコン、デジタルカメラ、録画機器等の換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在を記録し、照会や現物確認に対応できるようにする。
- (7) 切手、クオカード等の金券類等については、経理課で保管し、使用の際は、使用目的・宛先・数量について報告を受ける等、厳格な管理を徹底する。
- (8) 研究者は、公的研究費で購入した図書、設備・備品等のうち、1個又は1組の金額が5万円以上のものについては、全て本学に現物寄附するものとする。
- (9) 公的研究費を使用して出張を希望する研究者は、事前に出張の目的、期間、訪問先等を記載した届を提出し、コンプライアンス推進責任者の承認を得るものとする。
- (10) 旅費の支出は、原則として立替払いとする。ただし、予め高額な旅費が予想される等、立替えが困難である場合について、理由書及び金額の根拠資料となる見積書等を提出し、コンプライアンス推進責任者の承認を得た上で前払いも認める。
- (11) 旅費の精算に当たっては、コンプライアンス推進責任者は、提出された出張報告書及び訪問先資料等から、出張の用務並びに支出内容及び金額の妥当性について検証する。
- (12) 当該研究計画において研究補助者を採用しようとする場合、研究者は、事前に採用依頼書及び採用しようとする者の履歴書等を提出し、コンプライアンス推進責任者の承認を得なければならない。
- (13) 採用に当たっては、コンプライアンス推進責任者及び研究者が面接、雇用条件等の説明を行う。また、継続的に雇用する非常勤研究補助者については、稟議決裁を経て雇用契約書を取り交わすものとする。
- (14) コンプライアンス推進責任者は、タイムカード及び業務月報の突合、面談等により勤務状況の確認を行うものとする。
- (15) 非常勤雇用者の報酬支払いは、月末締めで計算し、現金にて支払うこととし、支払時には受け取り確認の押印を受けた領収書を回収する。
- (16) 見積書・納品書・請求書・領収書、その他公的研究費執行に係る証憑には、宛先、内容、数量等について具体的に明記されていなければならない。これらを欠く場合、原則として証憑書類として採用しない。
- (17) 公的研究費の支出に関する書類は、証憑書類を含め、公的研究費の交付を受けた年度終了後5年間保

存する。

- 2 その他、各部局等の分掌又は公的研究費の執行手続きに関する細目等、具体的な事項については、別に定めるルールに従い運用する。

(間接経費の譲渡・管理)

- 第15条** 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、「公的研究費間接経費譲渡申込書」を提出し、最高管理責任者に譲渡する。
- 2 研究者から間接経費の譲渡を受けた場合、最高管理責任者は経理課に指示し、直ちにこれを本学の収入として受け入れる。
- 3 間接経費の使用については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、適切に運用・管理する。

第5章 モニタリング・内部監査

(モニタリング)

- 第16条** 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者等を指揮し、公的研究費の予算執行状況、執行手続き等について随時モニタリングを行う。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項において予算執行状況が当初計画から著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じなければならない。この場合において、コンプライアンス推進責任者は、研究者に対して、公的研究費を年度内に執行完了できず返還した場合においてもその後の採択に悪影響を及ぼさない旨、また必要に応じて繰越制度の利用が可能である旨を説明するものとする。

(内部監査)

- 第17条** 公的研究費に関する内部監査は、法人本部内部監査室（以下「内部監査室」という。）が担当する。
- 2 最高管理責任者は、内部監査室が公的研究費に係る内部監査を適切に行うことができるよう、必要な権限を付与する。
- 3 内部監査室は、ガイドライン、不正防止計画、その他関連規程等に基づき、公的研究費内部監査マニュアルを作成する。
- 4 内部監査は、年1回以上実施することとし、結果については、監査終了後遅滞なく、最高管理責任者及び不正防止計画推進部署に報告するものとする。
- 5 内部監査は、会計監査（会計書類の確認、購入物品の現物確認、謝金の使途確認等）及び業務監査（決裁・発注・検収・支払手続き等の確認）により行う。
- 6 内部監査室は、監査結果等に基づき、適宜、不正防止計画の改定及びコンプライアンス教育の実施に際して意見を述べる。
- 7 内部監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化し、適宜情報交換等を行いながら、適切な内部監査体制の維持に努めなければならない。
- 8 その他、本規程に定めのない事項については、ガイドライン及び「学校法人二本松学院内部監査規程」によるものとする。

第6章 不正への対応

(不正行為の相談・通報窓口)

- 第18条** 本学に、学内外からの公的研究費に係る不正行為に関する相談・通報に応じるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、「学校法人二本松学院公益通報等に関する規程」（以下「公益通報規程」という。）に規定するコンプライアンス窓口をもってあてる。
- 2 通報窓口の場所、連絡先及び通報の方法等については、ホームページ等により公開・周知する。

(通報の方法・取扱い)

- 第19条** 通報は、原則顕名によるものとし、以下に掲げる事項を明示した上で、書面、電子メール、FAX、電話、又は面談等により通報窓口に対して行うものとする。
 - (1) 不正行為を行ったとする研究者名又は研究グループ名（以下「被告発者」という。）。
 - (2) 不正行為の内容。
 - (3) 不正であるとする合理的根拠。
- 2 前項の規定に関わらず、匿名の通報があった場合、最高管理責任者は、その内容に応じて顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。

- 3 告発の意思を明示しない不正相談について、最高管理責任者は、内容及びその妥当性を検討した上で相当の理由があると判断した場合は、当該相談者に対して告発の意思確認を行うものとする。

(通報の受付・通報者の保護)

第 20 条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受けたときは直ちにその旨を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対し通報を受け付けた旨を通知する。ただし、通報者が通知を希望しない、又は連絡先を明らかにしていない場合は、この限りでない。
- 3 通報の受け付け及び当該通報に関する調査に当たっては、個室での面談、窓口担当職員以外が見聞できない電話・電子メールによる連絡等、通報者のプライバシー保護を徹底し、調査関係者以外の者や被告発者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。ただし、通報者の同意がある場合は、この限りでない。
- 4 通報者について、通報したことのみを理由として解雇、降格、減給、その他不利益な扱いをしてはならない。ただし、通報者が、被告発者に対して損害を与える意図等、不正の目的をもって通報を行ったと認められる場合は、この限りでない。

(予備調査)

第 21 条 不正に関する通報（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合、最高管理責任者は、受付日から起算して30日以内に、通報内容の合理性の確認及び本調査の要否を判断するための予備調査を行い、本調査の実施の要否を決定する。

- 2 予備調査では、不正が行われた可能性、通報内容及び不正とする根拠の合理性、及び当該調査の要否について調査する。
- 3 前項の予備調査は、統括管理責任者、内部監査室及び不正防止計画推進部署が協力して行う。ただし、当該予備調査担当者のうち、通報の内容又は被告発者等と直接の利害関係を持つ者については、調査に参加することができない。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果及び本調査実施の要否について、通報者、被告発者、及び配分機関等関係機関（以下、「調査関係者等」という。）に通知する。本調査を行わないことを決定した場合には、調査関係者等の求めに応じて、その理由及び予備調査に用いた資料等を開示するものとする。

(調査委員会)

第 22 条 予備調査の結果、本調査を行うこととなった場合、最高管理責任者は、速やかに調査委員会を設置し、調査委員の氏名及び所属について、調査関係者等に通知しなければならない。

- 2 調査委員会は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、並びに内部監査室、不正防止計画推進部署及び各部局の構成員から最高管理責任者が指名した者で構成する。
- 3 調査の公正性・透明性を確保する観点から、調査委員会は、前項の委員のほか、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものでなければならない。
- 4 調査委員会の構成員は、調査の内容又は通報者若しくは被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査関係者等は、本条第1項の通知日から7日以内に、調査委員のうち、当該調査を行うことが不適切であると考え委員について、選任不服の申立てを行うことができる。この場合において、最高管理責任者は、申立ての内容が妥当であると判断する場合には当該委員の交代を、また内容に理由がないと判断する場合には申立てを棄却するとともに、その旨を調査関係者等に通知する。

(本調査)

- 第 23 条** 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査が必要と判断した場合、調査委員会に本調査を命じるとともに、調査実施の旨を調査関係者等に通知し、調査への協力を要請する。
- 2 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から 3 0 日以内に本調査を開始しなければならない。また、調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査・認定を行う。
 - 4 調査に当たっては、被告発者に対し、弁明及び資料提出の機会を与えなければならない。ただし、調査対象者の所在が不明である場合等、その機会を与えることが困難である場合は、この限りでない。
 - 5 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、当該公的研究費の使用停止を命じる。
 - 6 調査委員会は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。
 - 7 最高管理責任者は、通報の受付日から起算して 2 1 0 日以内に調査の結果について公表し、調査関係者等に対して最終報告書を提出する。期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を提出する。
 - 8 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - 9 配分機関は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求めることができる。この場合において、本学は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
 - 10 調査関係者等は、調査結果の報告を受けた日から起算して 3 0 日以内に、本学に対して調査内容不服の申立てを行うことができる。この場合において、最高管理責任者は、申立ての内容が妥当であると判断する場合には再調査の指示を、また内容に理由がないと判断する場合には申立てを棄却するとともに、その旨を調査関係者等に通知する。

(処分)

- 第 24 条** 調査の結果、不正が認定された本学所属の公的研究費運営・管理構成員の処分については、「学校法人二本松学院就業規則」及び「学校法人二本松学院教職員懲戒規程」に基づき行う。
- 2 調査の結果、不正が認定された取引業者の処分については、別に定める「公的研究費に係る不正取引に関与した取引業者に対する処分方針」に基づき行う。

第 7 章 情報発信・共有化の推進

(研究に関する相談窓口の設置)

- 第 25 条** 公的研究費に係る事務手続き及び使用ルール等に関する学内外からの問い合わせに対応するため、学術情報センターに相談窓口を設置し、学内外に公表する。

(情報公開)

- 第 26 条** 本学における公的研究費不正への取組み及び関連規程等については、ホームページ等を利用して積極的に外部に公表することとする。

第 8 章 雑 則

(規程の改廃)

- 第 27 条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

京都美術工芸大学 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

平成29年 1月 1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学(以下「本学」という。)における公的研究費の運営・管理のうち、研究活動及び、それに関連する業務に従事する全ての者(以下「研究者等」という。)の不正行為の防止及び、不正行為が起きたときの対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動に係る不正行為(以下「不正行為」という。)とは、以下に定める行為をいう。

- 2 研究活動の過程における、以下に該当する行為。
 - (1) 捏造、すなわち、存在しないデータ及び研究成果等を作成すること。
 - (2) 改ざん、すなわち、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用、すなわち、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文、用語又は作品を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - (4) 二重投稿
 - (5) 不適切なオーサiership
 - (6) その他、本学諸規程を含む関連法令等に反する行為。
- 3 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの(以下「研究費等」という。)を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。

(研究データの保存・公開)

第3条 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。

- 2 研究資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。
- 3 研究資料等のうち試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。
- 4 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

(研究倫理教育)

第4条 研究者等は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、研究倫理教育を受けなければならない。なお、研究倫理教育の受講対象となる研究者等及び実施方法等については、別に定める。

(誓約書の提出)

第5条 研究者等は、研究活動に係る関連諸法規及び本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わないことを誓約した誓約書を学長に提出しなければならない。なお、誓約書を提出する必要がある研究者等及び誓約書の様式等は、別に定める。

2 誓約書を提出しない研究者等は、研究費等の申請並びに運営及び管理に携わることができないものとする。

(相談窓口)

第6条 不正行為についての相談を受け付ける窓口を、学術情報センターに設置する。

2 相談は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 相談窓口は、学内外からの問い合わせに適切に対応するものとする。

4 相談に対応した者は、相談者が第8条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に通知した上で、相談内容を通報として扱うことができる。

5 前項に該当する場合、相談窓口は相談者を保護する方策を講じなければならない。

(通報窓口)

第7条 不正行為についての通報を受け付ける窓口(以下「コンプライアンス窓口」という。)を法人事務局に設置し、通報者には事務局長が対応する。

2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第8条 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面(様式1)に明示して行わなければならない。

2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。

3 報道やインターネットによる掲載、学会等(以下「報道等」という。)により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条第6項に定める方法によって対応するものとする。

4 書面等、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法によって通報がなされた場合は、学長は、通報者に通報を受け付けたことを通知するものとする。ただし、通報が匿名でなされた場合は、この限りではない。

(通報等の取扱い)

第9条 通報窓口は、通報を受けたとき又は報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに学長及び統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等(以下「被通報者等」という。)に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。

2 学長は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めるときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。

- 3 学長は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、学長が指名する副学長に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、学長は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 5 通報内容が漏洩した場合、学長は、通報者及び被通報者等の了解を得て調査中であるか否かにかかわらず、通報内容を公けに説明することができる。ただし、通報者又は被通報者等の責めに帰すべき事由により漏洩した場合は、当該通報者又は被通報者等の了解は不要とする。
- 6 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、学長は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、次条に定める調査の要否を決定する。
- 7 通報等を受け付けた際には、被通報者等を保護する方策を講じなければならない。

(予備調査)

第10条 学長は、通報又は報道等(以下「通報等」という。)の内容に応じて、学長が指名する副学長(以下「予備調査責任者」という。)を責任者に命じ、通報内容に関する予備調査(以下「予備調査」という。)を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報を受けた日(報道等の場合は公表日。)の翌日から30日以内に、本格的な調査(以下「本調査」という。)の要否を決定する。

- 2 予備調査において、被通報者等に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。
- 3 予備調査責任者は、予備調査に際し、被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。
- 4 予備調査は、以下の構成員によって行う。
 - (1) 予備調査責任者
 - (2) 学長が必要と認める者(ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除く)若干名
- 5 予備調査では、通報等の際に示された理由等の合理性及び通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査を行う。
- 6 学長は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、その理由及び予備調査に携わった者の所属・氏名を付して本調査を実施しない旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。ただし、この場合において、通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者に所属機関がある場合はその所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。
- 7 前項に基づき本調査を実施しないと判断した場合は、当該予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る公的研究費配分機関又は文部科学省及び通報者の求めに応じて開示するものとする。
- 8 本規程において、悪意とは、被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思によるものを意味する。
- 9 学長は、通報等の内容の重大性等に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずに第14条に定める研究不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し本調査を行わせることができるものとする。

(予備調査の結果に対する異議申立)

第11条 通報者は予備調査において本調査を実施しない旨の結果通知を受けた際には、通知を受けた日から14日以内に、理由及びその根拠を添えて学長に異議申立を行うことができる。

- 2 予備調査の結果に対する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。

(予備調査の結果に対する再調査)

第12条 学長は、前条第1項に定める異議申立があった場合には、第10条第1項に規定する予備調査責任者を責任者に再度命じ、30日以内に再度予備調査を行わせ調査結果を報告させるとともに、本調査の実施の可否を決定する。

- 2 学長は、前項の再調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付して本調査を実施しない旨を通報者に通知するものとする。

(本調査)

第13条 学長は、予備調査(予備調査結果に対する再調査を含む。)の結果、通報等の内容に合理性があると判断した場合、又は第10条第9項に基づく判断を行った場合は、真相究明のため、当該判断の日から起算して30日以内に調査委員会を設置し本調査を開始させるものとする。

- 2 本調査の実施が決定した場合は、学長は、その事案に係る公的研究費配分機関、及び文部科学省に報告するものとする。ただし、調査方針、調査対象及び方法等について、必要に応じてその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省と協議するものとする。
- 3 本調査の実施に当たっては、学長は、通報者及び被通報者等に対し、その旨を通知するものとする。また、不正行為が本規程第2条第2号に該当する場合は、必要に応じて当該研究費等の執行に関わる業者等に対しても本調査の実施を通知するものとする。
- 4 本調査は次に掲げる各号の通り行うものとする。
 - (1) 通報等の内容が第2条第1号に該当する場合
論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施
 - (2) 通報等の内容が第2条第2号に該当する場合
研究費等の使用に係る学内証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリング及び当該業者等が保管する証拠書類の精査等
 - (3) その他調査委員会が必要と認めた事項
- 5 本調査の実施に当たっては、調査委員会は、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前項の弁明において、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠又は合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。
- 7 第4項及び前項において、被通報者等が本来存在すべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったとみなすものとする。ただし、本人の責に帰すべき事由によらず示すことができない場合及び本学における証拠等の保存期間を超えることによるものである場合については、この限りではない。
- 8 本調査の過程で、その事案に係る公的研究費配分機関からの求めがあれば、学長は、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。
- 9 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。
- 10 被通報者等以外の本学構成員は、本条の調査等に協力しなければならない。
- 11 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

- 12 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることの無いように十分配慮しなければならない。
- 13 本調査の実施は、必要に応じて外部機関に委託することができる。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除くものとする。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 事務部長
- (4) 本学教職員 1名以上
- (5) その他学長が必要と認める者(学外者で被通報者等と同一分野の研究者を含む。)

- 2 調査委員会の構成は、委員の半数以上が弁護士や公認会計士等の学外有識者でなければならない。ただし、学外有識者においては、学校法人二松学院と利害関係を有する者を除くものとする。
- 3 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員をもって充てる。
- 4 第1項第5号及び第6号の委員については、学長が任期を定めて委嘱するものとする。
- 5 委員長は、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者等に通知するものとする。
- 6 通報者及び被通報者等は、前項の通知を受けた日から14日以内に、調査委員会の構成について理由及びその根拠となる事実を添えて、学長に異議申立てを行うことができる。
- 7 学長は、前項に定める異議申立ての内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。
- 8 学長は、第6項に定める異議申立ての内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付してその旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。

(調査中の一時的措置)

第15条 学長は、調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定)

- 第16条** 調査委員会は、本調査の開始後150日以内を目途に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者等について認定するものとする。
- 2 特定不正行為か否かの認定に当たっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言等の諸証拠を総合的に判断するものとする。
 - 3 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに学長に報告するとともに、学長は、当該確認事項についてその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
 - 4 第1項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。
 - 5 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 調査委員会は、第1項及び第2項の内容を認定した場合は、速やかに学長に報告するものとする。
 - 7 調査委員会は、前項に定める報告を行う場合は、被通報者等及び悪意のある通報者に対してとるべ

き措置についてもあわせて学長に勧告するものとする。

(調査委員会の学長宛勧告の内容等)

第17条 調査委員会は、前条第5項に基づき学長宛に勧告を行う場合は、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 不正行為に該当する事実及び同事実が不正行為に該当する理由
 - (2) 被通報者等及び悪意のある通報者に対する何らかの措置(就業規則又は学則に基づく懲戒処分を含む)をとることが相当と判断した場合は、その理由とその措置の種類
 - (3) その他、調査委員会が必要と判断する事項
- 2** 調査委員会は、審議の結果、前項第2号による措置の種類を調査委員会が判断することが適当でないと考えたときは、その理由を付して、勧告することができる。

(調査結果の通知)

第18条 学長は、第16条の認定に基づく調査結果と本調査に携わった者の所属・氏名を通報者及び被通報者等に通知する。また、通報等の内容が第2条第2号に定める研究費等を用いて行われた研究である場合は、必要に応じてその事案に係る公的研究費配分機関及び当該研究費等の執行に関わる業者等にも通知する。

- 2** 学長は、第16条の認定に基づく調査結果と本調査に携わった者の所属・氏名をその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3** 学長は、第16条第2項の認定があった場合で通報者が本学に所属していない者である場合には、通報者の所属する機関の長に通知する。

(本調査又は再調査の結果に対する異議申立て)

第19条 前条第1項又は第23条第4項の通知を受けた通報者及び被通報者等は、その内容について異議がある場合は、通知を受けた日から14日以内に、理由及びその根拠を添えて学長に異議申立てを行うことができる。

- 2** 本調査の結果に対する異議申立ては、同一の理由で二度申立てることはできない。
- 3** 第1項に定める期日までに異議申立てがない場合、通報者及び被通報者等は、第16条の調査委員会による認定又は第23条の調査委員会による再調査結果を認めたものとみなす。

(勧告・報告に対する学長の措置)

第20条 学長は、学長宛勧告があった後、定められた期日までに通報者及び被通報者等から異議申立がない場合は、調査委員会の事実認定が確定したのものとして扱い、速やかに対応する措置(以下「学長の措置」という。)をとらなければならない。

- 2** 学長は、被通報者等以外の者に対して措置が必要であるとの報告を受けたときは、部局長会で審議の上、必要な措置をとるものとする。

(監査委員会の設置等)

第21条 学長は、第19条第1項の異議申立てを受けた場合は、直ちに監査委員会を設置しなければならない。

- 2** 学長は、第19条第1項の異議申立てを受けた場合は、当該通報者及び被通報者等に通知するものと

する。

- 3 学長は、第19条第1項の異議申立てを受けた場合は、その事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告するものとし、第22条第4項に定める異議申立ての却下又は第22条第5項に定める学長の措置として再調査の実施を決定した場合も同様に報告するものとする。
- 4 第1項の監査委員会は、学長の指名により、部局長会構成員1名以上を含む若干名をもって構成する。ただし、調査委員会の委員及び被通報者等と利害関係にある者は、監査委員になることはできない。
- 5 第19条第1項の異議申立てが第16条第3項の定めにより悪意のある通報者と認定された者からの場合は、当該通報者の所属機関及び被通報者並びにその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告するものとし、第22条第4項に定める異議申立ての却下及び第22条第5項に定める学長の措置として再調査の実施を決定した場合も同様に報告するものとする。

(監査の実施とその結果の通知等)

第22条 監査委員会は、可及的速やかに異議申立てに係る監査を行い、その結果を学長宛に報告しなければならない。

- 2 学長は、監査委員会の報告を、調査委員会に対して通知しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の報告に対し、意見等がある場合は、これを学長に報告することができる。
- 4 学長は、監査委員会が異議申立てを却下した場合は、調査委員会の実事認定が確定したものとして扱い、学長の措置をとらなければならない。
- 5 学長は、前項の場合を除いて、本条第1項及び第3項の報告に基づき必要な学長の措置をとらなければならない。
- 6 学長は、前2項及び第23条第4項に関して、本条第1項及び第3項又は第23条第3項の報告を踏まえ決定した学長の措置を、異議申立者及び調査委員会並びに監査委員会に対して通知しなければならない。
- 7 学長は、前項の通知に際し、異議申立者には本条第1項及び第3項の報告を、監査委員会には本条第3項の報告を付さなければならない。

(調査委員会による再調査)

第23条 前条第5項に基づき学長の措置として調査委員会による再調査の実施が決定された場合は、調査委員会は、通報者又は被通報者等に対し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めることができる。

- 2 調査委員会は、前項に定める再調査に対する通報者又は被通報者等からの協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。なお、その場合は、学長に再調査を打ち切った旨を速やかに報告し、学長は、通報者又は被通報者等にその旨を通知する。
- 3 再調査について調査委員会は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結論を学長に報告するものとする。ただし、再調査が第16条第3項の定めにより悪意のある通報者と認定された者からの異議申立てに基づくものである場合は、30日以内に結論を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項に定める報告を受けた際には、その内容を被通報者等及び通報者に通知するとともに、必要な措置を採らなければならない。ただし、当該報告が第16条第3項の定めにより悪意のある通報者と認定された者からの異議申立てに対するものであり、再調査を終え、それに係る第17条から第23条までの手続を経て、なお悪意のある通報者と認定された場合は、その内容を被通報者等、通報者及び通報者の所属する機関に通知するとともに、必要な学長の措置を採るものとする。

- 5 学長は、第3項に定める報告を受けた際には、その事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(監査委員会の権限等)

第24条 監査委員会の権限等については、第13条第2項から第12項、第16条及び第26条を準用する。

(学長の措置の関係部署への通知、調査委員会及び通報者への報告)

第25条 学長は、学長の措置を以下のとおり関係部署に通知及び報告しなければならない。

- (1) 被通報者等が教育職員の場合は、その職員が所属する学部等の所属長宛に通知する。
- (2) 被通報者等が事務職員の場合は、事務部長宛に通知する。
- (3) 被通報者等が学生の場合は、その学生が所属する学部等の所属長宛に通知する。
- (4) 調査委員会及び通報者に報告する。

2 前項の学長の措置を通知するに当って、被通報者等及び悪意のある通報者に対する処分を含む場合は、第17条を準用する。

3 学長は不正行為の発生の態様に応じて、本条第1項以外の部署に対しても学長の措置を通知することができる。

(調査結果の公表等)

第26条 学長は、第10条から第23条までの調査、又は調査及び監査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、第5号に定める措置の内容に懲戒処分を含む場合は、職員懲戒手続規程又は学生懲戒手続規程に基づく手続の終了後、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名又はグループ名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査委員会委員の所属、氏名
- (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等
- (5) 被通報者等又は悪意のある通報者に対する措置の内容

2 学長は、不正行為の内容が第2条第1号に該当する場合には、被通報者等に対し、研究成果の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

3 学長は、不正行為の内容が第2条第2号に該当する場合には、被通報者等に対し、学内研究費の受給停止及び学内外研究資金への申請停止など、必要な措置を講ずる。

4 学長が前2項に定める措置を講じる際には、その事案に係る公的研究費配分機関等が定める規則その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。

5 学長は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

6 学長は、特定不正行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することで特定の者の名誉を棄損させないように努めなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第27条 学長は、告発等の受付から210日以内に当該不正事案に係る最終報告書(様式2)をその事案に係る公的研究費配分機関、及び文部科学省に提出するものとする。なお、期限までに第9条から第

24条に規定する調査及び監査が完了しない場合であっても、学長は、様式2に沿った内容の調査の中間報告をその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。

2 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、公的研究費配分機関又は文部科学省から要請があった場合は、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(名誉回復等)

第28条 学長は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第18条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第29条 学長は、第11条に規定する通報を行ったことあるいは通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第30条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学外者への措置)

第31条 学長は、次のいずれかの号に該当する者が学外者である場合は、学外者の所属する機関の長と協議のうえ、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただし、第3号に該当する学外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

- (1) 不正行為を行ったと認定された研究者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者等
- (3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 学長は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じるものとする。

3 前項で定める措置については、学校法人二本松学院固定資産及び物品調達規程等の本学諸規程及び関係法令によるものとする。

(監査体制)

第32条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対して、内部監査室は内部監査実施細則に基づき、適宜適正な監査を実施する。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- 1 この規程は、制定日から施行する。
- 2 この規程は、制定日(平成29年 1月 1日)から施行する。

様式 1

研究活動に係る不正行為申立書

京都美術工芸大学

公的研究費最高管理責任者 殿

貴学所属研究者の研究活動に係る不正行為について、以下のとおり通報いたします。

| | |
|--|-----------------|
| 1. 不正行為を行ったとする研究者（グループ）名 | |
| | |
| 2. 不正内容について | |
| <input type="checkbox"/> 捏造 <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 盗用 <input type="checkbox"/> 研究費不正使用 <input type="checkbox"/> その他（具体的に） | 【詳細】 |
| 3. 不正であるとする根拠・資料 | |
| | |
| 4. 通報者（匿名希望の場合は、その理由） | |
| 氏名： 所属： 住所： 連絡： TEL： メール： | |

※ 匿名を希望される場合、その理由により受理しますが、十分な対応ができない可能性があります。

※ 通報をしたことで、通報者様に対し不利益が生じる事はありません。

また、プライバシー保護についても、十分配慮します。

※ 当該様式に書ききれない場合、適宜資料等を添付してください。

| | | |
|-----|---|---|
| 受理日 | 年 | 月 |
| | | 日 |

公的研究費配分機関 殿

京都美術工芸大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇〇の不正等について(報告)

平成〇年度(競争的資金等の名称を記載)において(不正の名称を記載)が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- ※ 発覚の時期及び契機(※「告発(通報)」の場合はその内容・時期等)
- ※ 調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

- ※ 調査委員会の設置、構成

(2) 調査内容

- ※ 調査期間
- ※ 調査対象(例：対象者(研究者・業者等)、対象研究活動、対象経費(競争的資金等、基盤的資金等))
- ※ 調査方法・手順(書面調査、ヒアリング、再実験等)
- ※ 調査委員会の開催日時・内容
- ※ 監査委員会の開催日時・内容

3 調査結果(不正等の内容)

- (1) 認定した不正等の種別(研究費の不正使用(預け金、カラ出張、プール金など)、不正行為(ねつ造、改ざん、盗用))

- (2) 不正等に関与した研究者(※共謀者、不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)があったと認定した研究に係る論文等の内容について、責任を負う者として認定した研究者を含む。)

- (3) 不正等が行われた研究課題

(4) 不正等の具体的な内容

- ・ 動機／背景

- ・ 手法／内容

- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた京都美術工芸大学としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額

4 本学がこれまでに行った措置の内容

5 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

(2) 発生要因

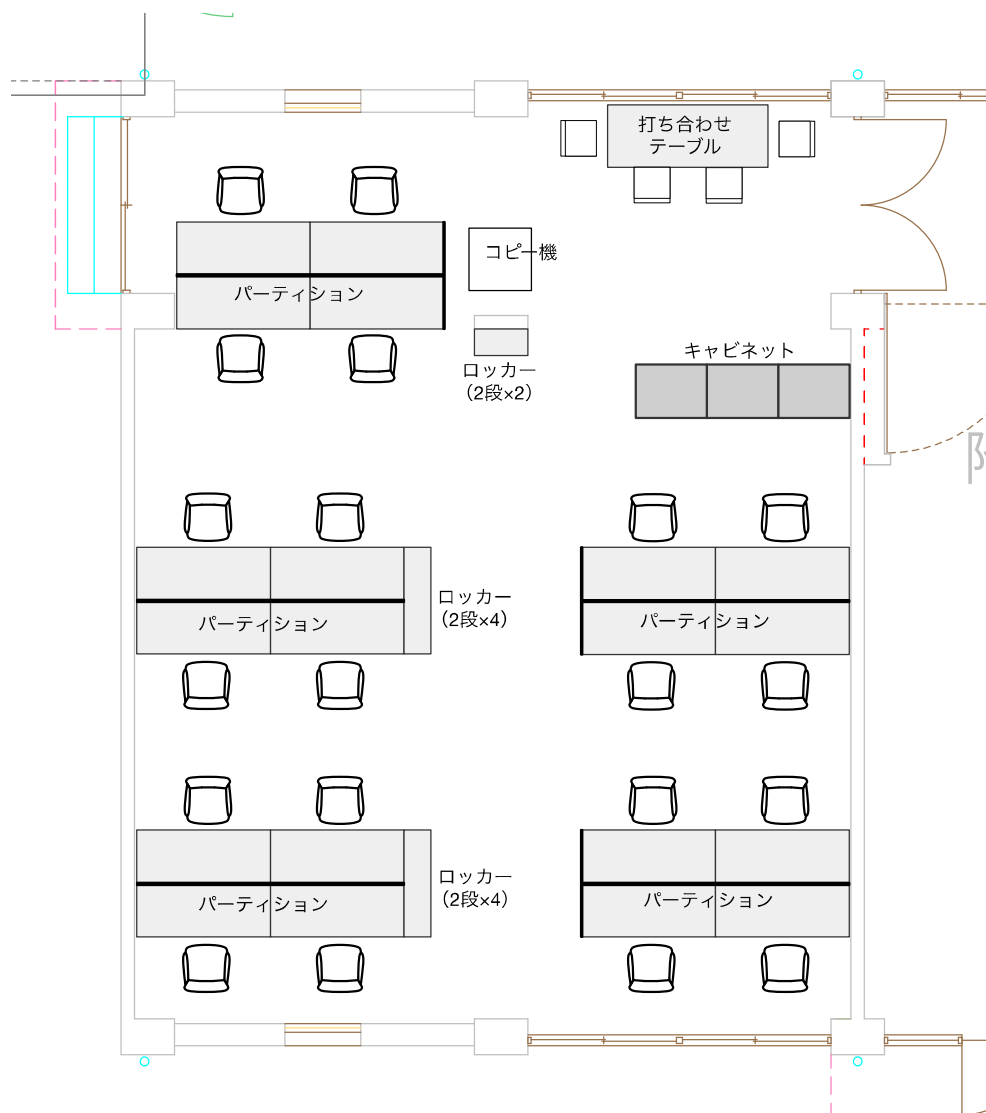
(3) 再発防止策

6 添付書類一覧

以上

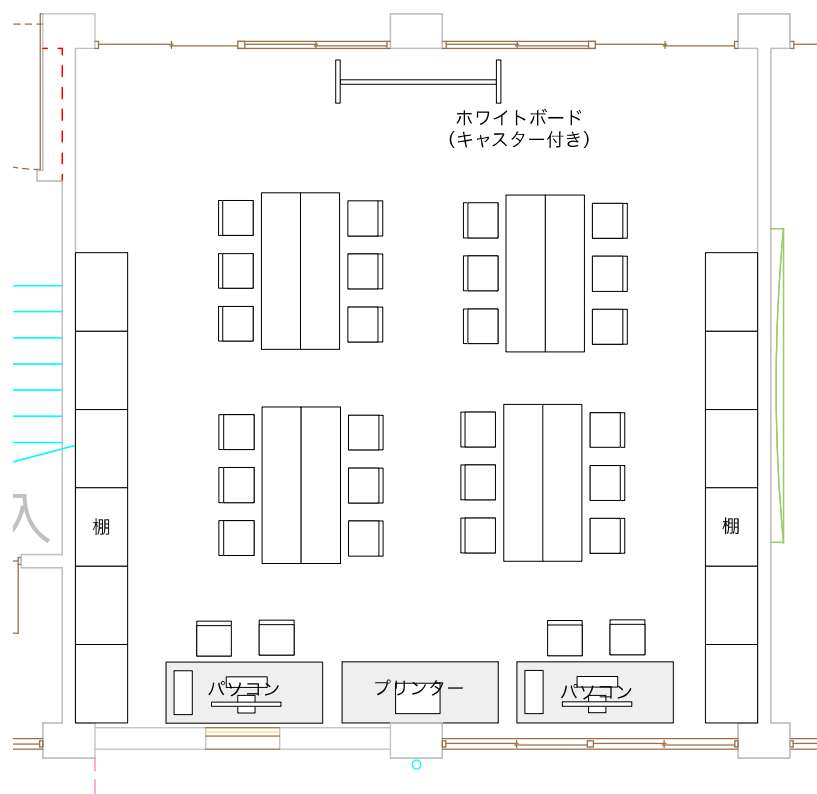
大学院生室見取り図

〈大学院生室〉旧棟1階N103号室 (80.00㎡) S=1/100



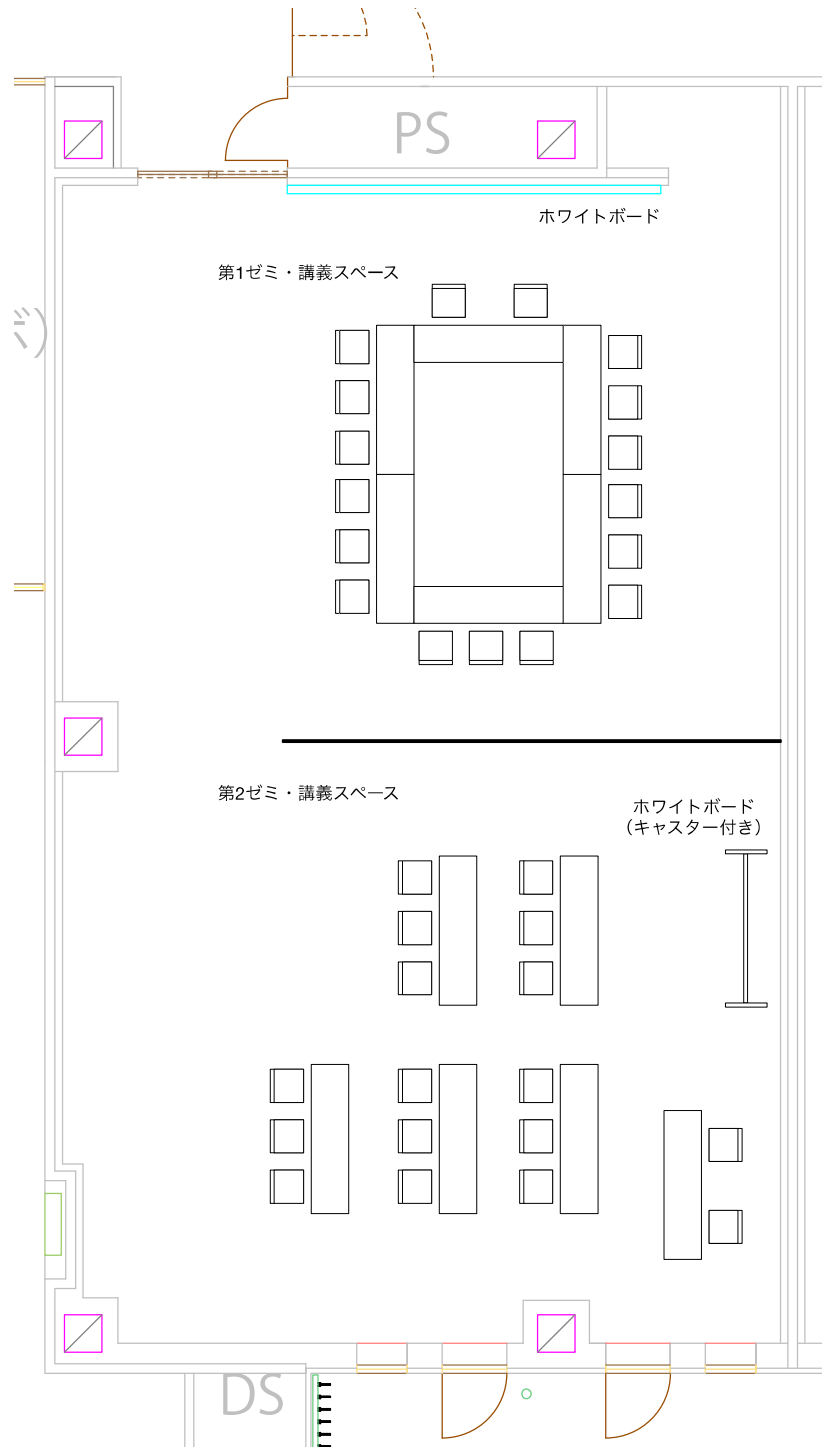
大学院生スタジオ見取り図

〈大学院生スタジオ〉旧棟1階N104号室（62.40㎡） S=1/100

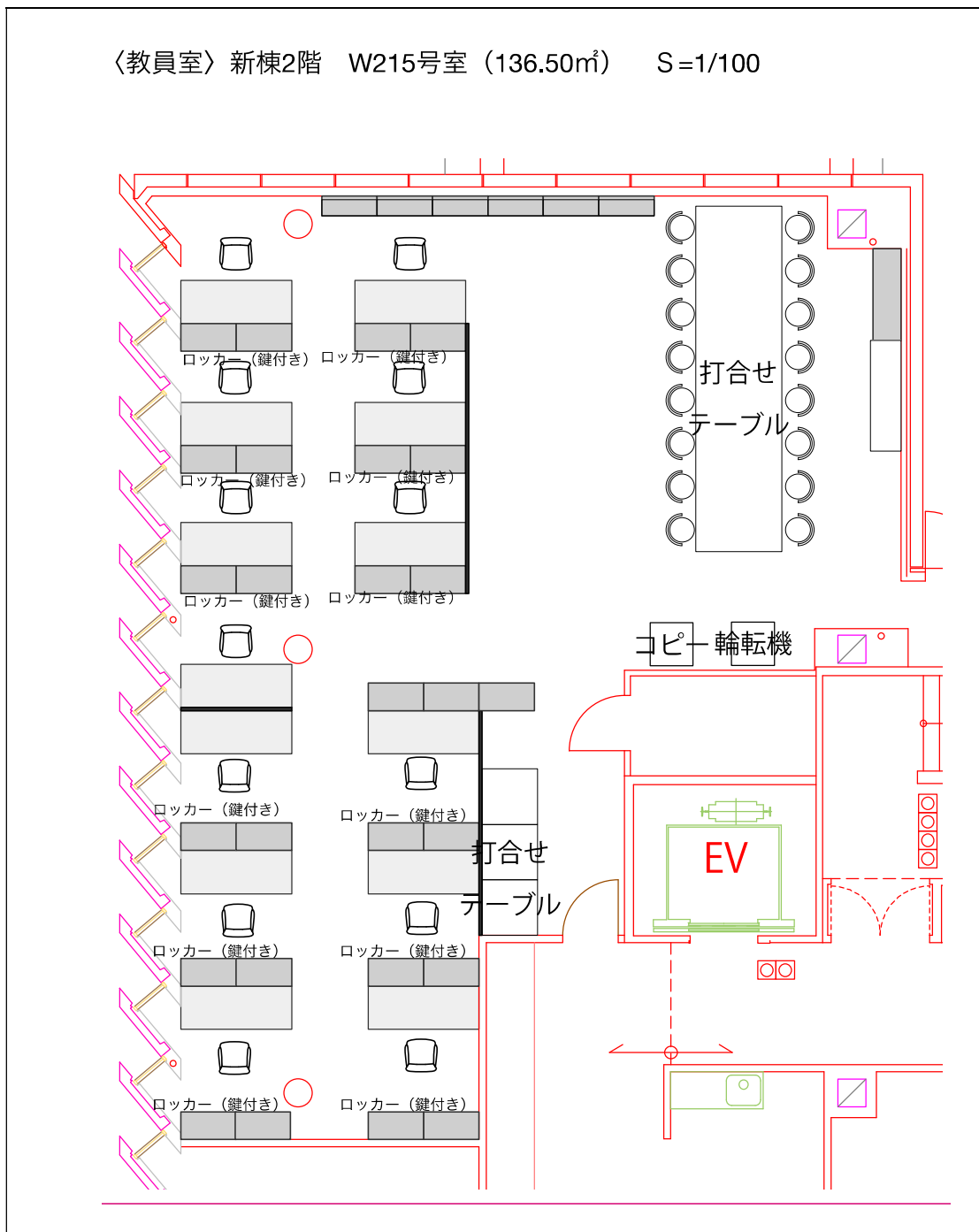


大学院生専用講義室見取り図

〈大学院専用講義室〉新棟2階S201号室（113.40㎡） S=1/100



教員室見取り図



【資料 21】

教員室（小部屋）見取り図

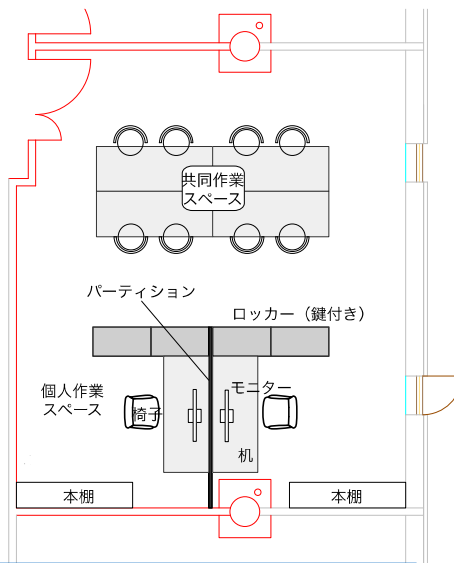
教員室（小部屋）見取り図

〈教員室〉新棟2階（5室）

W210号室（39.30㎡）・W211号室（39.30㎡）

W212号室（39.30㎡）・W213号室（39.30㎡）・W214号室（42.70㎡）

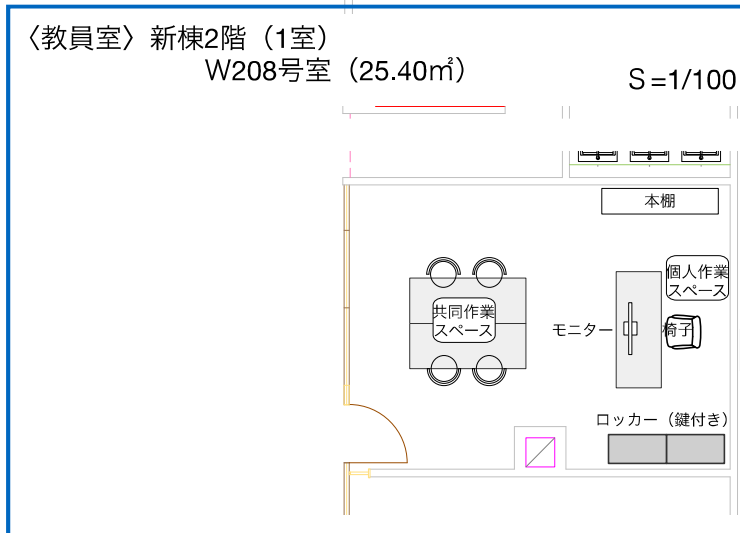
S=1/100



〈教員室〉新棟2階（1室）

W208号室（25.40㎡）

S=1/100



教員室（小部屋）の面積表

| 教員室（小部屋）番号 | 室面積（㎡） | 教員1人当たりの占有面積（㎡） |
|------------|--------|-----------------|
| W208 | 25.40 | 25.40 |
| W210 | 39.30 | 19.65 |
| W211 | 39.30 | 19.65 |
| W212 | 39.30 | 19.65 |
| W213 | 39.30 | 19.65 |
| W214 | 42.70 | 21.35 |
| 合計 | 225.30 | |

【資料 22】

教育体系図（学部教育との関係図）

| 美術工芸科目 | | |
|-----------------------------|---|-------------|
| 学部科目 | | 大学院科目 |
| 工芸概論 伝統工芸概論 | → | 美術工芸特論 |
| 室内意匠論 | → | インテリアデザイン特論 |
| 伝統空間論 伝統建築環境学 公共デザイン論 | → | 都市環境と芸術 |
| デザイン概論 | → | 工芸とデザイン |

| 専門特論科目 | | |
|----------------------------------|---|--------------------|
| 学部科目 | | 大学院科目 |
| 伝統住居概論 社寺建築概論 伝統建築論Ⅱ | → | 伝統建築特論Ⅰ 伝統建築特論Ⅱ |
| 建築計画Ⅱ 建築計画Ⅲ 建築計画Ⅳ | → | 建築計画特論Ⅰ 建築計画特論Ⅱ |
| 建築概論 伝統住居論 伝統建築論Ⅰ 建築計画Ⅰ | → | 建築設計特論Ⅰ 建築設計特論Ⅱ |

| 専門研究科目 | | |
|--|---|----------------------------|
| 学部科目 | | 大学院科目 |
| 工芸実習導入 工芸実習基礎Ⅰ 工芸実習基礎Ⅱ 建築デザイン演習Ⅰ 建築デザイン演習Ⅱ 建築デザイン演習Ⅲ 伝統建築図（基礎） 伝統建築図（応用） 伝統建築専門実習Ⅰ 伝統建築専門実習Ⅱ 伝統建築専門実習Ⅲ | → | 建築デザイン特別演習Ⅰ 建築デザイン特別演習Ⅱ |
| 卒業制作 | → | 建築学特別研究Ⅰ 建築学特別研究Ⅱ |
| インターンシップ | → | インターンシップ |

【資料 23】

京都美術工芸大学大学院 研究科委員会規程（案）

（設置）

第1条 京都美術工芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条の規定に基づき、京都美術工芸大学大学院に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科担当の専任教授
- (4) 事務局長
- (5) その他、委員会が必要と認めた者

（審議事項）

第3条 委員会は、学長が当該研究科における次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院学生の入学、課程の修了及び在籍に関する事項
- (2) 学位論文等の審査、最終試験及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する重要事項
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

（運営）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときは、研究科長が指名した教授が議長となる。
- 3 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（細則への委任）

第6条 この規定に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し、必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附則

京都美術工芸大学自己点検・評価委員会規程

平成23年 3月29日 制定

平成24年 4月 1日 施行

平成30年 4月 1日 一部改正・施行

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学学則第2条第4項の規定に基づき、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、もって本学の社会的使命を達成するために、教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価の実施について定めることを目的とする。

(自己点検・評価委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、京都美術工芸大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 学科長
 - (5) 図書館長
 - (6) 各研究所長
 - (7) 大学から選出された教員
 - (8) 事務責任者
- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会事務局を教学センターに置き、委員会の事務を担当させる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長に当たる。
- 3 委員長は、委員会の職務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の職能)

第5条 委員会は、次に掲げる項目を基準として自己点検・評価の指針を決定し、自己点検・評価活動を行う。

- (1) 大学の教育、理念・目標等
- (2) 教育活動
- (3) 学生生活への配慮
- (4) カリキュラムの編成
- (5) 教育指導のあり方
- (6) 成績評価・単位認定
- (7) 卒業生の進路状況
- (8) 研究活動
- (9) 教員組織
- (10) 施設設備

- (11) 国際交流
- (12) 社会との連携
- (13) 管理運営・財政
- (14) 自己評価体制

(自己点検・評価の方法)

第6条 委員は、毎年それぞれ所管する組織において自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。

委員会は、この報告をもとに自己点検・評価を行う。

- 2 委員会は、自己点検・評価を行うに当たり、必要がある場合には、関連部局等に議事を付託し、又は下部委員会を置くことができる。
- 3 実施における評価項目等は、別に定める。

(自己点検・評価の結果)

第7条 自己点検・評価の結果は、委員会が取りまとめた上で、年次報告として教授会に報告し、公表する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問)

第9条 委員会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

京都美術工芸大学自己点検・評価実施要項

平成23年 3月29日 制定

平成24年 4月 1日 施行

(目的)

第1条 この要項は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）における教育・研究水準の向上を図り大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の自己点検・自己評価の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(評価の対象及び項目)

第2条 自己点検・自己評価の項目は、別表に示したものとする。

2 自己点検・自己評価の項目自体も再検討の対象として不断に改善されて行くべきものとする。

(点検・評価の方法及び基準)

第3条 自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、点検・評価の方法及び基準については、成果のみならず過程の評価も考慮し、毎年度当初又は必要なときに定めるものとする。

2 自己評価には、自己改善・自己改革の方策を添えるものとする。

(教授会への事前の提示)

第4条 教授会所管事項に関する評価項目並びに評価項目ごとの目標、評価方法及び評価基準については、新年度当初又は必要なときに委員会より提出されたものを、学長は、教授会に提出し、承認を得るものとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

別表

| 項目・分野 | | 評価項目 | | |
|---------------|---|--|------------------|---|
| ① 大学の教育理念・目標等 | 大学(学部)の教育理念・目標の設定 | 1 大学固有の教育理念・教育目的は何か | | |
| | 教育理念・目標の点検・見直し | 2 目的・使命(教育理念・在り方)は、なんらかの形で見直されているか 3 見直しはどのようなときに(定期あるいは非定期)、なにを契機に、どのような機関で見直しが行われるか | | |
| | 大学(学部)の将来構想 | 4 大学(学部)の将来構想について議論しているか 5 大学(学部)の将来構想について、どのような機関で議論しているか | | |
| | 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取組 | 6 教育研究の活性化・充実のための取組や到達点はどうか | | |
| | (教育研究上の基本組織) | 7 学部、学科又は専攻課程等の教育研究上の基本組織は、学術の進展や社会の変化に伴う教育的要請に適切に対応しているか(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第3条～第5条) 8 基本組織に変化はないか 9 教育・研究組織、事務組織はどのように構成されているのか。これらの組織は教育・研究にとって有効か 10 各組織の権限と責任はどのような形で明確化されているか(学則、規則) 11 各組織間の権限と責任は均衡がとれているか。その肥大化を防ぐためにどのような配慮が必要か 12 各組織間に協調関係があるか。それとも多元主義の傾向がみられるか。その場合なんらかの全学的調整機能を果す機関が設けられているか 13 理事会及び評議員会はどのように構成されているか 14 理事・評議員はどのようにして選出・任命されているか 15 理事会・評議員会はどのような頻度数で開催されているか 16 理事会・評議員会の決定プロセスに教学側の見解・意向はどのように反映されているか 17 学長はどのような規程に基づいて選出されているか 18 学長の権限・役割はどうなっており、適切に執行されているか 19 学長に対し助言的機能を果す組織あるか。その場合の権限と責任はどのようなものか 20 学部長・学科長の役割・権限はどうなっており適切に執行されているか 21 学部長・学科長はどのような規程に基づいて選出されているか 22 教授会はどのように構成されているか 23 教授会はどのような事項について審議・決定しているか 24 教授会審議を実質的なものにするため、どのような配慮が払われているか(委員会制度など) | | |
| ② 教育活動 | <table border="1"> <tr> <td>学生の受入れ</td> <td>学生募集・入学者選抜の方針・方法</td> <td>25 定員に従い、設置の主旨・目的にかなった学生を受け入れているか(大学設置基準第18条) 26 大学案内は、教育研究の実情を正確に紹介しているか 27 学生募集(大学案内を含む)は、効果的に行われているか 28 入学者選抜の方針・方法は、適正(一般入試、推薦入試、AO入試など)に行われているか 29 学生の募集・選抜に当たり、どのような方針をとっているか</td> </tr> </table> | 学生の受入れ | 学生募集・入学者選抜の方針・方法 | 25 定員に従い、設置の主旨・目的にかなった学生を受け入れているか(大学設置基準第18条) 26 大学案内は、教育研究の実情を正確に紹介しているか 27 学生募集(大学案内を含む)は、効果的に行われているか 28 入学者選抜の方針・方法は、適正(一般入試、推薦入試、AO入試など)に行われているか 29 学生の募集・選抜に当たり、どのような方針をとっているか |
| 学生の受入れ | 学生募集・入学者選抜の方針・方法 | 25 定員に従い、設置の主旨・目的にかなった学生を受け入れているか(大学設置基準第18条) 26 大学案内は、教育研究の実情を正確に紹介しているか 27 学生募集(大学案内を含む)は、効果的に行われているか 28 入学者選抜の方針・方法は、適正(一般入試、推薦入試、AO入試など)に行われているか 29 学生の募集・選抜に当たり、どのような方針をとっているか | | |

| | | | |
|-------------|-------------------------------------|-----------------------|--|
| | | | <p>30 一般入試の他にどのような選抜方式(推薦入試、AO入試など)を採用しているか</p> <p>31 多様な選抜方式を採用している場合、各方式による入学者の割合は、どのようになっているか</p> <p>32 多様な選抜方式の採用により、大学の方針に適った学生を入学させることができたか</p> <p>33 入学者の決定はどのようなプロセスで行われているか</p> |
| | 学生定員の充足状況 | (志願者数、合格者率、入学者数、在学者数) | <p>34 定員充足率は、適正な水準であるか</p> <p>35 志願者数、合格者数、入学者数、在学者数等はどうなっており、大きな変動はないか</p> <p>36 長期的に安定した学生の確保について十分な見通しを持っているか</p> |
| | 編入学の方針と状況 | | <p>37 編入学等に関する方針と受入状況はどうなっているか (大学設置基準第18条)</p> |
| ③ 学生生活への配慮 | 奨学金制度(大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等)、授業料減免の状況 | | <p>38 学費の確定に当たって、納入者の経済的負担を考慮しているか</p> <p>39 独自の奨学金制度、授業料減免措置制度などを設けているか</p> |
| | (厚生補導活動) | 学生生活相談 | <p>40 厚生補導活動(課外活動、学生相談、健康管理、進路相談、就職あっせん等)は、大学教育全体を通じて、設置の趣旨・目的が達成されるよう組織が整備されて機能しているか(大学設置基準第42条)</p> |
| | | 課外活動 | <p>41 学生の自治組織にはどのような種類があるか。それらはどのような形で構成されているか</p> <p>42 学生の自治組織はどのように運営され、活動しているか</p> <p>43 学生の意思は大学の運営・教育活動にどのように反映されているか</p> <p>44 学生の課外活動の状況はどうなっているか</p> <p>45 学生の課外活動に大学は、どのような援助を行っているか</p> |
| ④ カリキュラムの編成 | カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係 | | <p>46 教育課程は、大学の学部及び学科の教育上の目的が達成されるよう必要な授業科目を開設し、体系的に編成されているか(大学設置基準第19条)</p> <p>47 教育課程の編成に当たっては、大学にあっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するという規定が効果的に達成されるよう配慮されているか (大学設置基準第19条第2項)</p> <p>48 各授業科目の名称、内容、配当年次、必修と選択との関係、単位数が適切なものになっているか(大学設置基準第20条)</p> <p>49 各授業科目の内容と位置付けは、教育課程上明確にされているか</p> <p>50 カリキュラムは、どのような教育目標をめざして設定されているか</p> <p>51 カリキュラムの編成方針と教育目標との関係は、どうなっているか</p> <p>52 カリキュラム全体の位置付けと基礎教育、専門教育との関係は、どうなっているか</p> <p>53 各分野ごとのカリキュラムはどうなっているか</p> <p>54 各コースに属さない(留学生教育・学芸員資格取科目)のカリキュラムは、どうなっているか</p> |

| | | |
|-------------|------------------------------|--|
| | カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制 | 55 現行のカリキュラムは、どのようなときに（定期的、継続的に）なにを契機に、どのような機関で、再検討されているか 56 カリキュラムの改革に当たって、何か障害となっているものがあるか |
| ⑤ 教育指導の在り方 | 各授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作成状況 | 57 各授業科目ごとに授業計画（シラバス）が作成されているか。また授業計画（シラバス）どおり実施されているか |
| | カリキュラム・ガイダンスの実施状況 | 58 履修方法を含めて履修指導（カリキュラム・ガイダンス）は、十分に実施されているか |
| | クラスの大きさ、編成方針 | 59 教育課程の展開に当たっては、少人数による授業、対話・討論型、双方向的な授業、視聴覚機器など、積極的に導入されているか（大学設置基準第24条） |
| | 教員1人当たりの授業時間数 | 60 専任教員1人当たりの授業担当時間数は、適正であるか |
| | 各授業科目担当者間での授業内容の調整 | 61 各授業科目担当者間における授業内容の調整は、十分に行われているか |
| | 演習、実験等の実施状況 | 62 演習、実験等の実施状況は、どうなっているか |
| | 視聴覚教育の実施状況 | 63 視聴覚教育の実施状況は、どうなっているか |
| | 他大学、短期大学等との単位互換の方針と状況 | 64 どのような方針・形で、またどの程度、他大学との間で単位互換を実施しているか |
| | 編入学希望者への指導状況 | 65 編入学希望者への指導状況は、どうなっているか |
| | 職業資格取得に係る指導状況、取得状況 | 66 職業資格取得に係る指導状況、取得状況は、どうなっているか |
| | 進級状況（留年、休学、退学） | 67 進級状況（留年、休学、退学）は、どうなっているか |
| | 教授方法の（授業方法の工夫・研究の工夫・研究）ための取組 | 68 教授法の研究は、十分になされているか |
| | 教員の教育活動に対する評価の工夫 | 69 授業科目の配当に当たり、多人数教育と少人数教育を有機的に組み合わせるような配慮を払っているか 70 大規模クラスでの教育効果を上げるために、どのような配慮を払っているか（T.A.の採用、教育機器等の取組等） 71 学生の創造的・主体的学習を促進するために、どのような授業方法（演習、実験、実習など）を活用しているか 72 各教員は年度初めに年間の詳細な授業計画を公表しているか |
| | | （学生による授業評価等） |
| ⑥ 成績評価・単位認定 | 成績評価・単位認定の在り方、基準 | 74 教育効果の有効測定のために、どのような多角的評価方法を実施しているか（大学設置基準第25条第2項） |
| | | 75 卒業の要件は、適切に設定されているか (大学設置基準第32条) |
| ⑦ 卒業生の進路状況 | 職業指導及び卒業生の就職状況 | 76 卒業生の就職状況は、どうなっているか |
| | 卒業生の大学・大学院への進学状況 | 77 学部卒業生の大学院への進学状況は、どうなっているか |

| | | |
|--------|-------------------------------------|---|
| ⑧ 研究活動 | 教員の研究業績、研究・研究誌の発行状況と編集方針 | 78 研究業績（学会における研究発表、学会誌への研究レポート等）は、明らかにされているか 79 紀要は、定期に発刊されているか 80 紀要以外に研究成果（機関研究、共同研究等）は、刊行されているか 81 教員の研究成果を発表するため、研究誌を刊行しているか |
| | 構成員による研究成果の発表状況 | 82 教員の研究業績・研究活動の状況を定期的に報告しているか |
| | 共同研究の実施状況 | 83 共同研究の実施状況はどうか |
| | 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等） | 84 研究費の財源（学外からの資金の導入、科学研究費補助金の採択状況を含む。）は、確保されているか 85 研究活動促進のため、学外からの研究費（科学研究費、財団の研究費）をどの程度申請し、交付されているか |
| | 研究費の配分方法 | 86 研究活動に要する経費は、充実しているか 87 研究費の配分は、的確に行われているか 88 学術活動経費（研究旅費、図書購入費等）は、必要な予算が計上されているか 89 研究活動促進のため、教員1人当たり年間いくらの研究費を支出しているか 90 研究助成・出版助成のための基金を設定しているか。その基金はどのような機関で運用され、どのような基準で助成されているか |
| | 学会活動への参加状況 | 91 教員の国内外での学会活動を促進するため、どのような配慮を払っているか 92 研究室は、有効に活用されているか |
| ⑨ 教員組織 | 専任教員・非常勤講師の配置状況 | 93 教員組織は、教育課程を展開するのにふさわしく配置されているか（大学設置基準第13条） 94 専任教員と非常勤教員の配置状況は、適切であるか 95 教育上主要と認められる授業科目については、専任教員が配置されているか（大学設置基準第10条） 96 どのような方針で、またどの程度、非常勤講師に授業を担当させているか |
| | 教育補助者、研究補助者の配置状況 | 97 実験、実技、実習等に関する授業科目については、必要とする助手等教育補助者が配置されているか (大学設置基準第10条第2項) |
| | 出身大学の構成 | 98 教員組織の出身大学の構成には、偏りがいないか |
| | 年齢構成 | 99 教員組織の年齢構成は、均衡が失われていないか |
| | 採用、昇進の手順・基準 | 100 専任教員採用のための人事計画は、どのような機関（教員人事委員会など）で立てられているか 101 教員の年齢構成はどうか 102 専任教員の採用は、国籍、性別、出身校、教歴などにとらわれることなく、教育・研究上の必要に応じて行われているか 103 出身大学別の教員構成はどうか 104 専任教員の採用は、既に教歴のある者に限らず、「優れた知識及び経験を有する社会人」についても行われているか 105 専任教員採用のための発議・審査・決定は、どのようなプロセスで行われているか |

| | | |
|--------|---|--|
| | | <p>106 専任教員の採用を審査するために、どのような基準が運用されているか</p> <p>107 専任教員の免職・解雇はどのようなプロセスで行われているか</p> <p>108 専任教員の昇進のための発議・審査・決定は、どのようなプロセスで行われているか</p> <p>109 専任教員の昇進を審議するために、どのような基準が運用されているか</p> |
| | 教員の兼職の方針と状況 | 110 専任教員が学外の兼職を持つ場合に制限を設けているか |
| | 教員人事についての長期計画 | 111 教員人事についての長期採用計画は、立てられているか |
| | 教員の資格審査及び人事計画 | <p>112 教員の資格審査に当たっては、教育上の能力を特に配慮されているか（大学設置基準第14条～第17条）</p> <p>113 専任教員採用は、長期的な教育・研究計画に従った人事計画に基づいて行われているか</p> |
| ⑩ 施設設備 | <p>施設設備の整備・運用状況（現況）</p> <p>（管理運営）</p> <p>（改善計画）</p> | <p>114 校地等は、教育課程を展開する上で、必要面積を有しているか（大学設置基準第34条）</p> <p>115 校舎等施設は、教育課程を展開する上で、必要な種類、数及び規模等を有し、かつ、質的に充実しているか（大学設置基準第36条）</p> <p>116 各教室は、適切に稼働しているか</p> <p>117 情報処理学習施設及び語学学習施設は、学科の種類、規模等に応じて整備（運用状況も含む。）されているか（大学設置基準第36条第4項）</p> <p>118 体育館、体育館以外のスポーツ施設は、学科の種類、規模等に応じて整備（運用状況も含む。）されているか（大学設置基準第36条第5項）</p> <p>119 講堂、学生自習室、学生控室及び寄宿舎等の施設は、学科の種類、規模等に応じて整備（運用状況も含む。）されているか（大学設置基準第36条第5項）</p> <p>120 課外活動施設その他の厚生補導に関する施設（保健センター、食堂、部室など）は、学科の種類、規模等に応じて整備（運用状況も含む。）されているか（大学設置基準第36条第5項）</p> |
| | 図書館の利用状況 | <p>121 図書館は、学科の種類、規模等に応じて整備（専門的職員その他専任職員の配置、学術情報システムの整備、利用状況等を含む。）されているか</p> <p>122 他大学の図書館・学術情報センターなどと相互利用制度があるか</p> |
| | 学術情報システムの整備・活用状況 | 123 学術情報の流通に関して教員に対しどのようなサービスを提供しているか（大学設置基準第38条） |
| | その他 | <p>124 通勤・通学のための適切な交通手段が確保されているか</p> <p>125 諸施設は、地域社会に対してどのような方針で、どの程度開放されているか</p> |
| ⑪ 国際交流 | 留学生の受入状況（受入数、奨学金、宿舎等）、指導体制 | 126 外国人留学生、帰国子女等に対し、入学前、入学後、教育上の配慮を払っているか（日本語教育、補習授業等） |
| | 在学生の海外留学・研修の方針と状況 | 127 学生の海外留学についてどのような配慮を払っているか |

| | | | |
|-----------------------|----------------------------|--|----------------------------|
| | 教員の在外研究の方針と状況 | 128 どのような方式(本学推薦、個人申請など)、間隔、期間で、教員を国の内外へ留学させているか | |
| | 海外からの研究者の招致状況 | 129 どのような方式(学術振興会、国際交流基金などの外部公的機関、大学間協定)で、他大学の教員を内外から受け入れているか | |
| | 海外の大学・短期大学との交流協定の締結状況と活用状況 | 130 海外の大学・短期大学との交流協定の締結状況と活用状況はどうか | |
| ⑫ 社会と連携 (生涯学習への対応) | 公開講座の開設状況 | 131 どのような方針・形で、またどの程度、公開講座・成人講座などを開講しているか | |
| | 社会人の受入れ(特別選抜制度、特別の履修コース等) | 132 どのような方針・形で、またどの程度、社会人に対して生涯教育の場を提供しているか | |
| | 社会の生涯学習事業に対する連携協力状況 | 133 社会の生涯学習事業に対する連携協力状況は、どうなっているか | |
| | (教員の参加状況等) 教員の学外活動状況 | 134 教員の学外活動状況は、どうなっているか | |
| | 学外の意見を教育研究に反映させる仕組み | 135 学外の意見を教育研究に反映させる仕組みは、どうなっているか | |
| ⑬ 管理運営、 財政 | 教育研究に関する意思決定の方法・体制(教育研究組織) | 136 学内諸規程において、教学組織の意向が適切に反映されるよう配慮されているか(大学設置基準第41条) | |
| | 事務組織 | 137 事務組織は、どのように構成されているか。本部と学部の事務組織が分離されている場合、それぞれの機能と責任の分化は、どのようになっているか 138 専任職員・非専任職員の配置状況は、どうなっているか 139 そのための職員人事制度等が整備されているか 140 採用の手順・基準、昇進の手順・基準の整備状況と活用状況はどうか 141 採用の長期計画を持っているか | |
| | 予算の編成と執行の方針と状況 | 142 資産及び維持経営の方法については、将来にわたって安定的な大学経営の見通しをもっているか 143 長期財政計画は、樹立されているか 144 予算の編成は大学の目的・使命を果す上で適切かつ効果的に行われているか。それはどのようなプロセスで行われているか 145 予算の執行は、上記の目的を達成するため適切かつ効果的に行われているか 146 最近5年間、決算上収支の不均衡があったか。それをどう評価するか 147 最近5年間に収支各項目の比率は、どのように変わったか 148 向う何年間について長期的財政計画をたてているか | |
| | 学外資金の導入状況 | 149 学納金以外の学外資金の導入は、どのような状況であるか 150 教員・職員の給与水準、上限・下限の絶対額とその幅・段階は、どのようになっているか。それは妥当なものか 151 退職金、年金、保険制度などは、充分整備されているか | |
| | ⑭ 自己評価体制 | 自己評価を行うための学内組織 | 152 自己評価を行うための学内組織はどうか |
| | | 評価をフィードバックするための仕組み | 153 評価をフィードバックするための仕組みはどうか |

京都美術工芸大学学生による授業評価実施要項

平成24年 3月29日 制定

平成24年 4月 1日 施行

(目的)

第1条 この要項は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）における教育の質の向上を図り、その教育目標を実現することを目的として行う、学生による授業評価（以下「授業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 授業評価に伴う調査は、次の方法により実施する。

(1) 調査の方法等

- ア 調査の進行管理は、自己点検・評価委員会が行う。
- イ 学生による授業評価調査は、原則として、調査を行う授業の最終日において実施する。
- ウ 調査は、担当教員が学生に別表の調査用紙を配布し、学生が回答の上、担当教員が調査用紙を回収する方法により実施する。
- エ 調査に当たり、担当教員は、必要に応じて3項目以内で付加質問項目を設定することができる。
- オ 担当教員は、調査終了後速やかに回収した調査票を事務局に送付する。

(2) 調査対象とする授業科目

原則として学外実習を除く専任教員のみならず、非常勤講師が担当する授業科目も全て調査対象とする。ただし、調査対象科目であっても回答者である学生の匿名性の確保が困難である場合は、自己点検・評価委員会の判断により、例外的に調査対象科目から除外することができる。

(3) その他

調査の実施に当たっては、教員及び学生に対して、掲示などの方法により、あらかじめ調査の目的及び実施方法について周知するものとする。

(調査結果の集計)

第3条 調査結果の集計は、自己点検・評価委員会事務局において行う。

(調査結果の報告)

第4条 調査結果は、次の機関等に報告する。

(1) 自己点検・評価委員会

- ア 全体集計結果
- イ 授業科目ごとの集計結果

(2) 各教員

- ア 授業科目ごとの集計結果
- イ 担当授業科目の調査用紙

(調査結果の公表)

第5条 調査結果は、次の方法により公表する。

(1) 刊行物等

毎調査実施時に集計結果及び分析結果、改善状況について公表する。

(2) 報告書

全学集計結果及び分析結果、改善状況について等を、自己点検・評価報告書に含めて報告する。

(授業改善への反映)

第6条 調査結果を、次の方法により授業改善に反映する。

(1) 自己点検・評価委員会は、授業評価調査の結果をもとに授業改善のための取組方針を定めるとと

— 1 —

もに、学生に対して授業改善に関する資料の提示又は説明を行うものとする。

(2) 各専任教員は、授業評価を受けて、授業改善に努めるものとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

別表

学生による授業に関する評価表

この調査は、本学がよりよい大学教育を行っていく上で必要な授業改善の取組を進めるためのデータとするものです。あなたが今受講しているこの授業全体を考えて、調査に御協力ください。
なお、この調査は、無記名であり、成績評価に影響を与えることはありません。

| | | | |
|----------|-------------|-----|-------------|
| 学 年 | 年 | 性 別 | 男 女 |
| 授業科目名 | | | |
| この授業への出欠 | ① 1/2 以上の出席 | | ② 1/2 未満の出席 |

この授業についてのあなたの意見や感想は、次の文章にどの程度当てはまりますか。

当てはまる程度を6段階で考えて、該当する枠内に○印を付して回答してください。

| 番号 | 質問項目 | ① 当てはまらない | ② やや当てはまらない | ③ どちらかといえば当てはまらない | ④ どちらかといえば当てはまる | ⑤ やや当てはまる | ⑥ 当てはまる |
|---------------|------------------------------------|--------------|----------------|----------------------|--------------------|--------------|------------|
| 1 | この授業にはもともと強い関心があった | | | | | | |
| 2 | 授業内容はシラバスにそっていた | | | | | | |
| 3 | 教え方は要所をおさえていた | | | | | | |
| 4 | 教材（黒板・視聴覚教材・テキスト・配布資料等）の使い方は適切であった | | | | | | |
| 5 | 授業内容は量的に適切であった | | | | | | |
| 6 | 教員の話し方はわかりやすかった | | | | | | |
| 7 | 授業内容はわかりやすかった | | | | | | |
| 8 | 教員は、発言や質問の機会を設け、適切に対応していた | | | | | | |
| 9 | 教員の熱意が感じられた | | | | | | |
| 10 | この授業によって知的刺激、制作意欲が高まった | | | | | | |
| 11 | この授業によって得たものは多かった | | | | | | |
| 12 | 総合的に考えてこの授業に満足できる | | | | | | |
| 13 | この授業の教室条件は適切であった | | | | | | |
| 担当教員による追加質問項目 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| | この授業に関する感想や意見などを自由に書いてください | | | | | | |

【資料 27】

本学 HP における公表情報および掲載先一覧

| | | |
|--|--------------------------------------|---|
| 1. 大学の教育研究上の目的 | | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 2. 教育研究上の基本組織 | | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が保有する学位及び業績 | 教員数 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| | 教員紹介 | https://www.kyobi.ac.jp/subject/teacher/ |
| 4. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 | 収容定員、入学者数 在学者 卒業生数・進学者数 就職先 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 | 科目の種類、単位数等 シラバス | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 | 学位授与の方針 卒業要件単位数 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 7. 校地・校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境 | 施設概要 交通アクセス 学外施設 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用 | 納付金 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 | 修学・進路選択に係る支援 心身の健康等に係る支援 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 10. 財務情報 | 二本松学院財務情報 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |
| 11. 認証評価、自己点検・評価 | 自己点検・評価報告書 | https://www.kyobi.ac.jp/about/public_information/ |

京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

平成24年 1月26日 制定

平成24年 4月 1日 施行

平成27年 4月 1日 一部改正・施行

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）に、京都美術工芸大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、本学及び本学の教育職員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動（以下「FD」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ファカルティ・ディベロップメントの定義)

第2条 この規程において「FD」とは、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるために行う、大学の組織的な取組をいう。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、FDを推進するための活動を行う。

- (1) 授業改善のための基本方針及び実施体制に関すること。
- (2) 授業評価の実施に関すること。
- (3) 授業方法等の改善のための支援に関すること。
- (4) FDの推進・啓発を目的とした講演会及び教職員の研修等に関すること。
- (5) その他FDの推進に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 教学委員会委員長
 - (4) 自己点検・評価委員会委員長
 - (5) 教学センター事務責任者
 - (6) 学長が指名した本学の教職員若干名
- 2 委員会の委員長は、学長とする。
- 3 委員会の副委員長は、委員の互選により委員長が任命する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(小委員会)

第6条 委員会が必要と認めたときは、小委員会を設置することができる。

- 2 構成員等については、委員会で定める。

(他の委員会との連携)

第7条 委員会は、FDを推進するため、自己点検・評価委員会、教学委員会などの委員会に協力を求めることができる。

(実施体制の整備)

第8条 FDを推進するために必要な事項については、別に定める。

(事務担当)

第9条 委員会の記録その他の事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営が意義及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。